



Discussion Papers In Economics And Business

日本軍国主義への道—ドイツ・ファシズムとの比較考察

常木淳・鳩澤歩

Discussion Paper 25-11

September 2025

Graduate School of Economics
The University of Osaka, Toyonaka, Osaka 560-0043, JAPAN

日本軍国主義への道—ドイツ・ファシズムとの比較考察

常木淳†・鳩澤歩‡

要旨

本稿は、日本における軍国主義の成立過程をナチズムと比較検討するものである。両国はいずれも第二次世界大戦においてファシズム体制のもとで戦争を遂行したが、ファシズム化の前提条件や歴史的展開には大きな差異が存在した。ドイツの場合、ワイマール共和国の経験や世界恐慌後の経済回復を背景として、ナチ党による大衆的基盤を持つ一貫したファシズム運動が成立した。一方、日本の軍国主義は、不完全な立憲君主制のもとで、軍官僚内部の中堅層による既成事実化と断片的な意思決定を通じて進展し、明確な政治的指導力や広範な民主的基盤を欠いていた。1920年代末から敗戦に至る三期にわたる比較を通じて、本稿は、国民的支持の性質、政治的責任主体の所在、社会的基盤といった観点から、日独の軍国主義の相違を明らかにする。さらに、両国の戦後における「反省」意識の差異にもつながる歴史的条件を示唆する。

JEL 分類番号：N14, N15, N44, N45, P16

和文キーワード：ファシズム、日本軍国主義、ナチズム、比較史、第二次世界大戦

† 日本大学経済学部 特任教授・大阪大学名誉教授 tsuneki.atsushi@gmail.com

‡ 大阪大学大学院経済学研究科 教授 banzawa@econ.osaka-u.ac.jp

1. はじめに

本稿では、第二次大戦時における日本の軍国主義の展開について、その前提となる社会構造、政治制度、国際関係の歴史的経緯、軍国化の基礎となった国家思想の特性などの複合的な視点を踏まえて、ドイツの場合との比較と検討を行いたいと思います。日本とドイツは、この大戦における同盟国としてアメリカ、イギリス、ソヴィエト（ソ連）を中心とする連合国との戦争を遂行して敗北したという共通の歴史を有しており、しばしば両国の間の類似性が強調された議論が行われます。その結果として、（敗戦後において）「どちらがより適切に戦争責任者としての法的、もしくは道義的責務を履行したか」、よりエモーショナルなレベルでは「どちらが、より真摯に反省したか」といった議論が、当時の両者が置かれていた前提条件を考慮することなく、大変一方的な形で論ぜられることもしばしばです。

確かに両国はともに侵略戦争を行い、その推進のために軍事同盟を結んだことに誤りはないのですが、両国の軍国主義化あるいはファシオ化に至る歴史的な前提条件やその実際の政治過程とそれに伴う帰結に関しては顕著な差異があり、特に戦争責任のようなデリケートなトピックについて論ずる場合、それらの事実関係の相違点を明らかにしておくことが極めて重要であると言えるでしょう。本稿は、両国の「戦争責任」の具体的な責務履行状況に関する比較ではなく、そのための前提条件となる両国の軍国主義化と侵略戦争に至る歴史的経緯に関する比較考察であり、現在問われているような諸問題を論ずるための準備的な論考であると理解していただければ幸いです。

次節では日独両国の国家統一が実現した 19 世紀に主要な焦点を当てて、両国が軍国主義へと傾斜する以前における両国の法制度、政治体制、経済社会構造、国際関係などの初期条件に関する比較を行い、続く第 3 節では、軍国主義化が徐々に進展した 1920 年代末以降における両国の歴史的過程の大略を比較して記述するとともに、両国の軍国主義（化）の性格の相違を検討する上で最も重要な点として、軍国主義の政治的責任主体の問題、国民による軍国主義の支持の程度と性質、という二点を指摘します。次いで、4-6 節では、日独の軍国主義の展開過程について、時間的に三つの時期に区分して、そのそれぞれの時期について史実の大綱を追い、第 3 節で指摘した二つの視点に特に注意を払いながら比較検討を試みます。第 7 節では、以上の 3 節での比較考察を踏まえて日独における軍国主義の特性の差異を再度注意して確認し、続く第 8 節では、ドイツにおけるファシズムの源泉を提供した社会階層としての教養市民層の問題を、日本における教養市民層としての戦前の知識人階層の社会的位置づけと比較することによって、ナチズムと日本軍国主義との社会的基層の相違についてもう一つの視点から明らかにすることを試みたいと思います。最後の第 9 節では、それまでに検討してきた両国の戦争の実態とその政治的、社会的な背景の相違が両国の戦後における「先の大戦」に対する「反省」の意識をいかに異なるものとしたかを示唆して、今後の議論へとつなげたいと思います。

2. 軍国主義以前における日独の比較

本節では、日独における軍国主義の発達経緯と性格の相違を形成した両国の国家としての特性の差異を検討したいと思います。そのためにまず、日本とドイツとが置かれた地理的・歴史的条

件の差異と、これに伴う経済社会の発展段階の相違に注意を払うことが必要であろうと思われます。まず、極めて明瞭な事実として、ドイツが欧州大陸国であるのに対して日本は極東の島国です。そしてドイツは、自らの西方により先進的な諸国家の存在する地域を占めていました。ドイツの国民国家としての統一は 1871 年、農業地帯である東部領土の比重が高いプロイセンの主導で制限君主制国家として成立しましたが、それよりもはるか以前から、西方の領邦国家や自由都市の中には、英仏蘭といったより先進的な国家からの技術や文化の導入を通じて、より高い経済と文化の水準を誇った諸国家が存在しており、これらの先進的な諸国では農業から工業への産業の発展も進んでいました。

フランス革命に引き続くナポレオンの侵略戦争は中央ヨーロッパに悲惨な帰結をもたらしましたが、その結果として同地域にフランスを模した近代的な集権的国民国家を形成しようとする動きが一段と加速し、19 世紀初頭のシュタイン (Heinrich Friedrich von Stein)、ハルデンベルク (Karl August von Hardenberg) のふたりの宰相によるプロイセンの近代化改革 (シュタイン・ハルデンベルク改革) に代表されるような農奴制の廃止、土地売買、営業に関する経済的自由の保障、行政・教育改革などの近代化政策が進みました。政治的・経済的自由主義や民族自立、国民国家志向という中欧におけるこうした近代化の動きは、その後の 1848・49 年革命に収束すると言えます。プロイセンでは、1850 年代に立憲主義、(男子) 普通選挙が成立しており、社会主義政党も 19 世紀後半には力を持って、ビスマルク時代の圧迫 (「社会主義者鎮圧法」) に耐えた 1912 年国政選挙では社会民主党は第一党の座についたことからわかるように、労働者の政治参加も進んでいたことがわかります。このようなデモクラシーや社会民主主義を志向する政治過程が成立したのも、同時点においての西欧に準ずる資本主義経済の発展に支えられてのことであったことは言うまでもありません。このようなドイツの政治的民主化をより決定的に促進したのは、言うまでもなく第一次世界大戦の敗戦に伴うワイマール (ヴァイマル) 体制の成立です。帝政の崩壊は従来の (しばしば帝国内部の地方国家である邦ごとにそれぞれの基盤を持った) 官僚制による社会統制の減退や変質を生み、議会制民主主義に基づく社会民主党中心の政権 (「ワイマール連合」) の成立によって、それまでの行政府を主な基盤とする政治エリートの権力を著しく後退させることになりました。

これに対して、日本は明治維新時にはほぼ完全な農業国であり、すでに工業が発展しつつあったドイツとは比較にならないほど経済において立ち遅れています。明治維新を欧米の市民革命の文脈でどのように位置づけるかについては、マルクス主義の立場からの「日本資本主義論争」に代表される長い論争が今も陰に陽に決着がつかずに続いています。明治維新以後、日本においても急速な近代化、工業化が進んだことは事実として動かさません。しかし、それでも戦前における日本の経済成長は、戦後の高度経済成長と比較すると極めて緩慢でした。¹これに対して、第 1 次世界大戦までのドイツは急速な経済成長に成功したため、両国の経済水準を比較すると一層差がつかしました。その後、第 2 次大戦の終戦時でみても、その状況は大きくは変わっていないと

¹戦前日本において、農業セクターから都市の工業セクターへの労働移動が制度的条件によって大幅に阻害され、戦前日本の経済成長の停滞の基礎要因となったことについては Hayashi and Prescott (2008) による重要な実証研究がある。

思われます。

日本とドイツの工業化、経済発展度の差異は、政治における民主主義の発達度合いや経済的な階級対立のあり方にも反映されており、プロイセン憲法の影響下に大日本帝国憲法が成立して制限選挙が開始されたのが1890年で、男子普通選挙は1925年、合法無産政党を基礎におく労働者階級の議会政治への参加もこの前後の時代によく本格化しましたが、労働組合も合法化されていない状態が続いており、ドイツと比較すると半世紀近く制度の発展が遅れています。戦前日本における政党民主主義の競争は都市に居住する市民や労働者からの圧力がほとんどなく、農村部をめぐる政党間の票争いが主であり、しかも制限選挙のために多数の農民よりも地方名望家をターゲットとする利益供与競争の性格を持っていたと言ってもよいでしょう。

また、極めて先進的なデモクラシー体制を取っていたワイマール期ドイツと異なり、戦前日本政治の基礎である大日本帝国憲法は、通常の民主主義の場合のような国民主権を前提とした責任内閣制をとっていなかったため、（男子）普通選挙が成立した戦前昭和期に至ってもなお、広く国民全体の意思を反映する政治が行われたわけではなく、しかもそれ以外のどのような意思決定主体が国策の最終責任を負うのかが明確ではないという政治的運用の困難な性格を持っていました。天皇は建前においては帝国憲法第1条に定める主権者であり、すべての政治的決定の最終的主体でもありましたが、同憲法第3条は、天皇に関する君主無答責原則を明示的に謳っており、天皇を政治的失敗から保護することが憲法上も要請されていました。そのために天皇は自ら政治的実権を行使することなく、国家の諸機関による「輔弼」ないし「協賛」に基づいて政治的な決定を行うことを慣例としており、例えば、立法と予算については帝国議会、行政一般に関しては内閣（議院内閣制をとっていないことに注意）、外交については外務省、軍事作戦に関しては陸軍参謀本部及び海軍軍令部、といった具合でした。この結果、これら輔弼機関の決定が相互に矛盾・対立することが当然ですが、そのような場合に、どのようにして対立を解消するかに関する明示の制度的決定原則が存在しないために、統治に関する機能不全が起きるわけです。明治期に関してこの機能不全がどうか抑制されていたのは、当時において「藩閥」という明治維新を実現した政治リーダーが存命であり、彼らは相互に激しく政治対立と権力闘争を繰り返しつつも、特に対外的な戦争などの重要な決断を迫られる場合には小異を排して国益を重んじ、政治的合意に至る判断力を欠くことは概ねなかったことによるといえることができます（北岡（2012）、15－17頁参照）。

しかしながら、伊藤博文、山県有朋らの藩閥リーダー・グループが政治の中心から退くなかから、次世代のリーダーシップをどの層と政治組織とに求めるかは困難な問題となりました。その中でまず力を持ったのは予算審議権を保有する議会であり、そこに基礎を置く政党でした。特に大正デモクラシー期において、伊藤博文が政友会を結成して政党政治に自らの活路を求めたばかりでなく、山県の後継者の桂太郎も新党結成に進み、その後は田中義一など陸軍の領袖も政友会に加入するなど、軍部も政党との連携によってはじめて政治に影響することができるよう政党の力が大きくなりました。しかし、その段階でも衆議院と政党政治に基礎を置いた責任内閣制が確立したわけではなく、首相の指名に関する実質権限は、藩閥の生き残りともいえるべき宮中ブロッ

クの天皇に近い側近集団が保有していました。²昭和を迎えた段階において、日本の政治システムは宮中ブロックを扇の要として、片方に政党、もう片方に軍部を据えて、首相をはじめとする内閣の閣僚（各大臣は、戦後におけるよりもはるかに首相権限に対して独立性が高く、閣内不一致による倒閣も起こすことができた）もまた、これら諸機関のバランスを考慮しつつ、総合的な国策の観点から「適正配置」されていたわけです。このような帝国憲法体制の特色が戦前昭和期における政治の割拠化をもたらし、その国家統治を収拾がつかないほどに悪化させてしまったということができます。

3. 日独の軍国主義－時代区分と主な特性の差異

本節では、日本の戦前昭和における軍国主義化の経緯とその構造的特性について、ドイツのナチズムと比較して展望してみたいと思います。まず、両国における軍国主義の発展に関する時代区分から始めてみます。両国の比較の関係上、通常歴史で行われる時代区分と多少のずれがあることをご了承ください。ドイツの場合、ヒトラー政府によるファシズム的体制は、様々な前史を括弧に入れる限り、1929年の世界大恐慌を端緒として1930年代以降に本格的に形成され始めました。ナチ政権の成立直前期にあたる共和国末期を第1期とすると、この第1期はヒトラーの首相就任・ナチ政権の成立（1933年1月）によって終わります。ここからヒトラー独裁・全権掌握に至る一方で、大不況からの「回復」を達成した1935-36年までを前期、戦争にむけて本格的に舵を切り、戦争経済の整備と対外拡張に乗り出した1936-39年夏までを後期として、1933-1939年を第2期とします。ポーランド侵攻によって第二次世界大戦を引き起こしたのが1939年9月でしたが、第二次大戦期（第3期）もまた二つの時期に区分します。緒戦ポーランド侵攻以来の連勝と西部ヨーロッパへの占領地拡張を続けた1941年までと、東部に主な戦線を転換して独ソ戦（1941年6月開戦）のスターリングラード攻防戦で決定的な敗北（1942年末-43年初）を迎え、連合軍の攻勢にあって敗戦とドイツ国家の消滅（1945年5月）にむけて滑り落ちていったナチス・ドイツの終末期です。

これに対して日本の場合、第1期：1929-1932年、第2期：1932-1937年、第3期：以下、敗戦まで、という区分がおおむね一般的かと思いますが、上のドイツのケースと対比する場合、最初の第1期は第二次護憲運動を経て日本に初めて本格的な政党内閣が成立した時代であり、ドイツの第1期がワイマール・デモクラシーの解体期とするならば、日本の第1期は大正デモクラシーの完成期にして昭和デモクラシーの勃興期であったということができます。しかし、この戦前日本においては最もデモクラシーに近接したとされる時代は著しく短命であり、同時期の最後期にあたる1931年に陸軍中堅層の石原莞爾が、当時の日本が対外利権を保有していた中国北部地域の一角で柳条湖事件を起こし、これを中国軍による軍事侵害行為であると主張して、当時の呼称で「満洲（満州）」（以下、便宜上「」外す。「～国」も同じ）と呼ばれた広大な地域を軍事制圧しました。この満州事変を日本の軍国主義化の開始時点とみなすのが、日本近代史の通説であると思われます。これに引き続いて1932年に関東軍の主導により実質的に日本の政治的統制下にある満州国の建国が宣言され、同年に起こった5.15事件では、当時の政友会内閣を率いた犬養毅

² 1920年代、普通選挙初期の日本政治の実態に関しては、有馬（2010、37 - 64頁）に詳しい。

首相が石原よりも若年層にあたる陸海軍人と民間のテロリストによって殺害されて、日本の政党内閣制は誠に短期間を以て終焉に至りました。

続く第2期：1931-1937年は、日本の場合、対外拠点の画定と経済復興のプロセスが同時進行しており、ドイツにおける第2期全体との対比を行うのが理解を促進すると思われます。5.15事件によって政党内閣制度が倒壊したことはドイツ第1期の終局と同じですが、日本の場合、そこから直ちに軍部独裁政権が成立したわけではなく、元老西園寺公望の指導の下に挙国一体型内閣が実現して、元海軍軍人ながら国際協調を重視する穏健なりベラル派である齋藤実が首相となって、内外の政治・経済問題の改革にあたりました。この間の日本は満州国の分離・独立へと進んだものの、中国との間の分離工作が実現して相対的な平和と景気回復を実現します。しかし、満州事変以降、政治への関与を強める軍部は1935年の天皇機関説事件、1936年の2.26事件などテロルと政治的圧力を強化し、1937年の盧溝橋事件に端を発する日華事変において日本は中国との全面戦争に突入します。

第3期は、日独の軍国主義が世界大戦の形で統合される過程であり、日中戦争の泥沼的な長期化の中で発足した第二次近衛文麿内閣において、従来の日独防共協定が1940年に日独伊軍事同盟に格上げされ、独ソ戦におけるドイツの緒戦の勝利で空白地帯となった東南アジア・インドシナの仏蘭植民地への侵攻（南進）が行われます。ドイツと同様に第3期を二つに区分するならば、その後半は言うまでもなく真珠湾攻撃に端を発する日米間の太平洋戦争の開戦であり、ヒトラーが日本との同盟を根拠として対米宣戦を表明したことによって、連合国対枢軸国による第二次世界大戦の全体像が整ったことになります。以後、1945年の日本の無条件降伏による大戦終結までの経緯については後に触れます。

次に、両国の軍国主義の構造特性について比較しておく、ドイツの軍国主義はナチという政党に発しており、軍部、官僚機構はあくまでもその追随勢力であったということが出来ます。これは、当時のドイツがワイマール体制という極めて先進的なデモクラシー政体を第一次大戦後にすでに確立してしまっていたことによります。このため、ドイツにおけるファシズムはヒトラーを首班とするナチ党による一貫した権力追求の目的合理性に基づいた政治的運動を経て確立されたわけです。これに対して日本の場合は、前節で論じたように、同時期、極めて複雑な制限君主制に基づいた帝国憲法による国制を敷いており、ワイマール体制に対応する完成されたデモクラシーが存在しなかったことによって、ドイツと日本との軍国主義化のプロセスが極めて異なったものとなりました。すなわち、日本における軍国主義は目的合理性を持った政治的リーダーシップによって推進されたのではなく、軍官僚機構内部の著しく閉塞的・閉鎖的な、政策的一貫性を欠いた状況依存的な組織内の論理から発展していったと見る事ができるのです。同時に、軍官僚機構による軍国主義化を阻止する役割を持った宮中ブロック、政党、官僚ら諸勢力の個別行動についても、その全体的一貫性を保障し最終的な政治責任の所在を確定するための法制度上の枠組みが存在しないために、諸勢力が団結して軍部の行動を抑制するような政治的協力体制を組み上げることに著しい困難が生じていました。以下で論ずるように、このような政治的決定の不整合や不決断性が克服されることは、第3期の本格的な戦時期に至ってもなおなかったのです。

もう一点の重要なポイントとして、ドイツのナチについても日本軍国主義についても、その評価にあたって、その成立と発展を支えた社会的条件に注意を払い、特にファシズムや軍国主義を

支持した国民的な基盤を同定する必要があると思われます。なによりも、軍国主義が国民的な支持を確保するためには、単に国民を武力によって抑圧するだけでは十分でありえないことは言うに及びません。それらの政策が国民に対する物質的ならびに心情的な充足感を供給することに成功しなければならないわけです。軍国主義は国民に対して多大な負担と犠牲を強いるものである以上、それが国民に支持されるためには、犠牲を上回るほどの経済的効果と精神的な高揚感とを提供しなければならないのであり、この困難な課題を日独の軍国主義はいかにして達成しえたのかを確認することが必要となります。ドイツと日本を比較した場合、どちらの軍国主義の方が国民からの支持を受けていたものだったのか、また、軍国主義を支持した社会階層は日独で同じであったのか、それとも異なる層だったのかということですが、これは極めて複雑な問題であり、上に述べた軍国主義の主体の問題とともに、次節以下で両国における軍国主義の展開過程をより具体的に振り返ったのちに、結論を引くことにしたいと思います。

4. 日独の軍国主義－第1期

まず、ドイツの第1期完結までにおける「ワイマール（ヴァイマル）共和国」の政治過程をナチ党の活動を中心として確認したいと思います。1929年秋にニューヨーク株式市場大暴落に始まった世界大不況はたちまち欧州経済に及び、ワイマール共和国の1920年代半ば以来の「相対的安定期」は完全に崩壊します。ここから、南ドイツ・バイエルン州の一地方政党であり群小の右派政党の一つとしてしか見られていなかったナチ党の国政選挙における躍進が始まりました。1932年春には大統領選挙でヒトラーが現職大統領のヒンデنبルク（Paul von Hindenburg）をあと一步まで追い詰め、同年夏の総選挙では38%弱の得票を得て第一党の地位を手に入れました。これが実はヒトラーへの選挙民による支持のピークであり、（議会勢力の裏付けのない首相を指名・任命する権限を憲法上有していたヒンデنبルク大統領に、その出自や過激さを嫌われたためもあって）政権を手に入れられなかったヒトラーとナチ党への熱は選挙民のなかで冷め始めており、党内における指導者（フューラー）ヒトラーの地位にすら揺らぎが生じていました。

このように去りつつあったヒトラー・ブームを利用しようとしたのが、右派—この場合は、戦前の帝政への復帰すら念頭から離れなかったヒンデنبルク老大統領の側近である旧軍関係者—の一角でした。前首相パーペン（Franz von Papen）は、大統領側近同士の仲間割れの果てに、経済界の一部も巻き込んでヒトラーを政府首班に押し上げました。しかしながら、右派連立ヒトラー新内閣の真の主人を気取ったパーペンら右派の甘い目論見は早々に裏切られ、ヒトラーはワイマール憲法体制下で緊急事態には認められているとされていた4年期限付きの独裁を主張して国会選挙を断行して共産党、社会民主党といった反対勢力を弾圧しつつ、右派政党との連立与党としての過半数を獲得します。これにより3月、いわゆる「全権委任法（Ermächtigungsgesetz）」を制定し、行政と立法の双方にほぼ無制限の力を得て独裁者の地位にのぼりました。同年中には右派諸政党を含むナチ党以外のすべての政党が解散させられ、一党独裁の体制が整いました。1934

年にヒンデنبルク大統領が死去すると、ヒトラーは「^{フューラー}総統（指導者）兼首相」すなわち「^{フューラー}総統」

として国家元首の地位を固めます。この時期に党内外に対する粛清（1934年「レーム事件」）をおこない権力基盤を固め、さらに各州の権能を中央政府に吸収して、共和国ではドイツ各邦の過

去の君主制のよりどころでもあった連邦制的伝統を弱める形で進められていた中央集権化を、過激な形で完了させました。以上のように、ヒトラーを首班とするナチ党は、（暴力を背景とした選挙干渉のようなきわめて問題ある方法を用いてではありますが）デモクラシーの制度的要件の最低線を踏まえながら独裁体制を構築し、その後の軍国主義化のプロセスに関しても、ヒトラーによる明確な主体的決断に支配されて進行しました。

次に日本の第1期について見てみます。すでに述べたように同時期に成立した民政党浜口雄幸内閣は戦前日本におけるデモクラシーの到達点というべき存在であり、国際的にも対欧米協調主義に基づく平和主義的な政治運営が進んだ時代でした。しかし、浜口民政党内閣下で断行された金解禁という緊縮的金融政策は、折からの世界同時恐慌とぶつかったこともあって日本経済を深刻な不況に陥れ、この経済政策の失敗とこれに伴う民政党、政友会の政権争いの結果、直接失政の責任を有する民政党浜口内閣というにとどまらず、まだ制度として十分確立していなかった政党内閣一般に対する国民の支持が失われてしまいました。大不況下の国民の貧困や社会的格差に対する不満は（ジャーナリズムの扇動も手伝って）極めて大きく、政権与党による経済政策の失敗と国民の経済不安の中であって、財界とそれを支援する政党は不当な金銭利益を取得して私腹を肥やすばかりで自分たちのためにならない存在であるという固定観念が徐々に強まっていったことは、日本におけるファッショ的潮流の大衆レベルでの心情的な基底を形成したばかりではなく、これら「資本主義の悪」を裁くためにテロルを含む直接行動をも厭うべきではないとするファッショ的事件の動機を提供しました。こうして同時期、5.15事件や血盟団事件などのテロルが庶民の少なからぬ同情を呼び、軍部による中国北部への軍事積極政策に対する国民の期待が好戦ムードを醸成したものと考えられます。

日本の場合、時代区分の基礎となる満州、日華両事変ともに陸軍の軍部革新派が起こした中国大陸への侵略行動であり、日本軍国主義のエンジンとなったのは軍部革新派である（海軍は、かなり遅れて南進論が選択肢となった段階で本格的に合流）ということが言えるかと思います。軍部革新派は、それまで陸軍を支配してきた長州閥に代わって、陸軍の人事における派閥支配を改革するとともに、積極的な大陸政策の推進を画策した若手中堅層軍人の組織であり、満州事変を起こした石原莞爾もそこに含まれます。日華事変については、今日でもその初発が日本軍部の陰謀によるのか、局所的な軍事的小競り合いが広がりを見せたのか定説がないのですが、軍部革新派の対支一撃論が事変不拡大論を抑えて戦線を当時日本の実質支配下にあった満州から中国華北へ拡大したことは間違いないところです。

重要なことは、これらの革新派軍人が通常の軍機構の常識であるトップダウンの命令系統を頭越しにして、まず彼ら中堅層軍人グループによる突出した既成事実の積み上げから始めて事後的に軍上層部による認可を得る、というボトムアップ方式によって大陸侵略を推進していったことです。それでは、彼らは軍部以外の政治勢力との連携のもとに、これらの意思決定を行ったのかというと、これに関しても否定的な結論を導かざるを得ません。政党、官僚など特定の政治勢力との関係においても、局所的・断片的な合従連衡関係は見られたものの、軍部革新派がいずれかの強力かつ整合的な意思決定主体に結び付いた政策遂行者であった形跡もないのです。もちろん彼らは、限定的にもせよ選挙による国民の支持を受けたナチ党とは異なり、国民から知られるような存在とは程遠い組織人であり、彼らの行動に対して事前に国民からの強い要請があったはずも

ありません。彼らはあくまでも軍部の内閉的な論理に導かれながら、大陸政策を強行的に推し進めようとしたグループでした。³

5. 日独の軍国主義－第2期

第1期末の段階においてもナチ体制は、共産党や社会民主党とその支持者のような左派がこれに敵対したのはもちろん、伝統的な支配層の大半を占めた右派・保守派からもそのメンバーの出自を白眼視ないし嘲笑される存在でした。しかし選挙においては、支持基盤であると研究史上において言われてきた没落の危機に怯えた小市民（プチブルジョワ）層に留まらない、上層市民から労働者層に至るまでのかなり幅広い層がナチ党に投票しました。こうした国民政党的な支持は、政権獲得後になお拡大します。たとえば、1932年までにヒトラーに肩入れしたのはティッセン（Thyssen）やボルジヒ（Borsig）などの主要企業を含むとはいえ経済界ではあくまでなお一部であり、同じ重工業の大企業でも鉄鋼業クルップ（Krupp）など大半はヒトラーに距離を置いていたのですが、政権獲得後には経済界がこぞってナチ党に献金するようになったのでした。ナチ党自身による「強制的同一化」による労働組合など競合的な政治的組織の解体の成果でもありましたが、なによりも国民の幅広い支持を得たのは大量失業の解消でした。最初の「4か年計画」で、ヒトラー政権成立時に経済界で暗躍した元中央銀行総裁シャハト（Hjalmar Schacht）は、念願通り総裁に返り咲くと拡張的な財政政策によって重工業にテコ入れを行い、600万ないし一説には800万もいた失業者の減少を図り、その企図は1935年以降、遅くとも37年中には達成されたとされます。

ただし、この政策は近年の研究の示すところでは、その実効は過大評価されていることが明らかにされています。全体として、国民一人当たりの生活水準が大不況前のそれまで回復することは結局なかっただけではなく、失業の減少自体、再軍備によって軍隊に成年男子を吸収したことやナチ・イデオロギーにもとづいて女性や年少者、ユダヤ人などを労働市場から強制的に退出させたことの影響を無視できません。⁴しかし、ナチ党が世界大不況に沈んだドイツ経済を公共事業などによって大幅に改善させたという評価は当時からなされており、大量失業の解消は、たしかに当時の大半の国民の支持を得ました。政権当初からの雇用政策と表裏一体の軍需創出は、重工

³ 昭和陸軍の革新派の起源や性格については、北岡（1999、140－154頁）に簡潔な説明がある。具体的な陸軍内の政争とその理由に関しては北岡（2012、75－88頁）が明快である。満州事変の前史から2.26事件までを網羅した、詳細な史料批判に基づく軍部ファシズムに関する包括的な研究としては、秦（2012）が今日なお金字塔的と言えよう。

⁴ ヒトラーにとっての「労働者」とは、“怠惰なユダヤ人とは異なる勤勉なアーリア人男性”という概念的な存在でしかなかったともされる。景気回復自体がヒトラー政権成立のおよそ半年前の32年夏以降に始まっていたことは当時からよく知られており、さらにナチによる拡張財政が無くとも現実には起きたのとほぼ同程度の回復はありえたというシミュレーション（Ritschl（2002）, pp. 64－67）もあり、戦争準備と市民生活の圧迫や破壊をとまなうナチ経済政策の過大評価を慎むべきだとする見解が今日の学界では支配的である。シュトレープ／シュペラー（2008）、Tooze（2006）、鳩澤（2022）、小野寺・田野（2023）などを参照。

業を中心とする財界（経済界）が国民一般と並んでナチ体制支持に傾斜した最大の契機でした。実証的に支持可能か否かとは独立に、大不況からの回復という「実績」を評価した国民と財界の意識こそが矯激な思想と暴力的な支配の問題点は既に明らかであったナチ独裁体制を差し当たり安定させたことは否定できないものと思われます。

大量失業がほぼ解消された 1936 年、第二次四か年計画によってナチ政権は再軍備を含む本格的な戦争準備に乗り出します。非武装地帯であったラインラントに国防軍を進駐させる冒険に成功し、第一次世界大戦後の国際秩序であったヴェルサイユ体制を抜け出していたドイツは、民族の自活のための「生存圏」を求めるというナチ党の党是に沿って、主に欧州大陸東部への軍事的進出と拡張を図っていきます。その中心にはすでに経済の専門家であるシャハトではなく、ナチ党の実質 No.2 であるゲーリング(Hermann Göring)が君臨していました。支配者であるドイツ人のための広域経済圏である「生存圏」は、海外に頼っていた石油やゴムなどの重要物資の技術的代替（人造石油、人造ゴムの開発など）を含む自給自足の実現を意味します。このための長期にわたる戦争に堪える軍事力の増強を狙って、経済統制が実施されました。巨大化学メーカーIG ファルベン（IG Farben）を中心に、旺盛な設備投資と軍拡が図られます。

そしてこの間、ヒトラーは「一民族一国家」という第一次大戦後の民族自決の理想を逆手にとる形で、中東欧のドイツ人居住地域を「ドイツ・ライヒ」に併呑する計画を次々に実行に移しました。1938 年 3 月にはオーストリアを合邦（「アンシュルス Anschluss」）し、同年秋にはドイツ系住民の多いチェコスロバキアのズデーテン地方を併合しました。英仏を相手にしたヒトラーの外交的勝利でした。ただここで注目すべきは、国内世論は戦争の危機が高まったときには、ヒトラー政権に対してひそかに離反的であった点です。ラインラント進駐がフランス軍の抵抗を呼ばなかったことや、ズデーテン地方併合がミュンヘン会談で英仏に承認されるなど、ドイツの利益を確保しつつ戦争が回避されたときに、民衆のヒトラーへの支持はまた高まったことが、表には出てこない世論に対しての当局の秘密裏の調査記録に残されています⁵。こうしてみると、ナチ独裁政権に対する国民の支持とは、少なくとも開戦前には相当便宜主義的、言い換えれば「冷静」であったといえます。

これに対して日本の場合、国内における戦争準備と対外的な侵略の橋頭堡を築いた時期は第 2 期（1932-1937）に対応しますが、日本の場合は国内における戦争準備よりも、満州事変に端を発する対外的な侵略拠点の確立が先行したといえるでしょう。満州事変の戦利品である満州国の維持のために第 2 期に生じた国際連盟からの脱退（1933 年）は国民からの強い支持を得ました。しかし、5.15 事件における犬養毅首相の暗殺後、政友会は政権の継承を求めましたが、この第 2 期の開始時に重臣ブロック最後の実力者であった西園寺公望は、同じ重臣ブロックに属する齋藤実を次の総理に指名しました。陸軍に関係の深かった政友会に総理をゆだねた場合、陸軍の革新派による対外強硬政策を支持する総理大臣が推挙される可能性が高く、満州事変以降の国際関係の更なる悪化を避けることが主たる目的だったと思われます。

そして、この件に関する齋藤実内閣の対応は、満州の中国本土華北地域からの分離工作という、考えようによっては大変消極的な、既成事実の承認を踏まえた不拡大の方針であり、それ以上の

⁵ 第三帝国における民衆のヒトラー受容の変遷については、Kershaw（1987）を参照。

中国本土への侵略を事前に抑制しようとするものでした。そして、その政策はとりあえず軍部の更なる領土拡大の野心に歯止めをかけ、満州事変初期における大衆の対外権益拡大への熱狂を抑制することにも成功したのです。また、当時の国民が民政党のデフレ経済政策を支持しなかったことは確かですが、日本の不況からの脱却においては政友会の高橋是清財政によるインフレ政策が功を奏した側面が大きく、5.15 事件直後の選挙で親軍部的とされる政友会が圧勝したのも、政友会内閣の成立による軍部の対外植民地政策の推進を期待したわけではなく、高橋財政政策による景気回復を評価したと考えるべきだと思います。高橋は、犬養政友会内閣の大蔵大臣に就任すると直ちに民政党の金解禁政策を撤回して金の輸出再禁止に踏み切り、為替レートの低落を放任して対外需要の喚起による景気回復の契機を捉えることに成功します。

続く齋藤内閣もまた前内閣から継続して蔵相の地位に留まった高橋の財政政策を政権維持の支柱とし、低金利政策による国内の設備投資、公共投資を拡大し、農村救済のための積極的な財政政策を推進して、1935 年ごろには深刻な苦境を伝えられてきた農村部を含めて日本経済に急速な景気回復を実現したのです（中村（2012）、214 - 222 頁参照）。この結果として第 2 期において、国民全体は景気の回復に伴って、むしろ軍部に対する共感を失っていました。齋藤ならびに、彼の政策を継承した次の岡田啓介内閣による手堅い国政運営に対する国民の評価は高く、このため、1935 - 36 年の機関説事件、2.26 事件など、日本国内の景気回復がおおむね成功した後に起こった国内の政治混乱や軍部のテロルに対する国民の反応は一般に冷淡でした。この時期、財界も軍部との協力には極めて否定的であり、中国侵略と満州国建国に伴う特需に預かって成長を遂げることができた一部の重化学工業企業群を除くならば、軍拡による国民経済への負担の増大を憂慮していました。

同時期において、軍部はまず、戦争経済の基礎となる反市場的な計画経済化への布石を打ちます。すでに第 1 期後半の金解禁政策の失敗以降から、商工省を中心として産業合理化政策と呼ばれる合法的なカルテルやトラスト形成政策によって市場経済の下での景気変動の衝撃から産業と経済を保護しようとする試みが定着しつつあり、政党政治に対する支持の低下とともに、齋藤、岡田内閣期には、これらの官僚が革新官僚と呼ばれて経済の計画化と積極的な植民地経営を提唱するようになります。これに呼応するように陸軍は 1934 年に陸軍パンフレット（通称、「陸パン」）を発表し、国家総動員的な国防強化の必要性を国民に広く訴えるとともに、それを支えるための統制的計画経済の導入、道義的経済観念の確立による国民間の富の分配の平等化を提唱し、軍部のみならず革新官僚から無産政党へと至る反資本主義的経済システムの導入を共通目的とする人的かつ制度的なプラットフォームを作り上げました。岡田内閣時には、この政策を推進する行政部の機構として内閣審議会が設けられ、その事務局であった内閣調査局は、陸軍内の革新派、革新官僚から無産政党员まで有力な人材が集って企画庁へと改組され、次の第 3 期には企画院へと格上げされて本格的な統制経済の司令塔となりました（中村同前、206 - 207 頁参照）。

しかしながら、同時期に至ると対外侵略主義と国家社会主義経済を主導する軍部革新派の内部は統制派と皇道派という対立する派閥に分裂し、両者の間には理論闘争のみならず、場合によっては敵対派閥の主導者に対するテロ行為（代表的なものとしては、統制派のリーダーであった永田鉄山が皇道派の青年将校によって惨殺された相沢事件）まで含めた激しい競合が存在していました。つまり、軍部革新派自体がきわめて抽象的なイデオロギーと政治目的を共有する集団に過

ぎず、具体的な政策目的を持ったリーダーのもとに集って組織的に一貫した軍事侵略政策を推進する存在ではなかったことに注意する必要があります。

しかし他方において、先に述べたように同時期においても依然として国際協調を重視する重臣ブロック穏健派に代表されるリベラル派が政権の中枢にあって軍部の政治的影響力を抑制する体制が引かれていましたが、これら軍国主義の推進勢力を取り巻き、軍部の政治介入への牽制、あるいは逆に軍部との協調を試みる政党、官僚、重臣ブロック、貴族院などの政治勢力もまた、その内部にはイデオロギー対立と派閥対立や政治的駆け引きが存在して政治的選択と行動における機能不全を生じ、これら様々な諸勢力の間で同時期の日本政治は思想的・政治的な「液状化」による停滞が起こっていたと見ることができます。⁶そして、重臣ブロックの齋藤実、岡田啓介による協調路線に基づく政治過程は、1936年の2.26事件で両名がテロルで倒されたことによって終わりを迎えます。同時に2.26事件の実行に関わった軍部皇道派は事件の責任を追及されて事件を起こした青年将校が全員処罰され、その背後にあったとされるトップの皇道派軍人も軍のリーダーシップから脱落し、次年の日華事変にはじまる第3期に、国家社会主義的統制経済と西欧が支配するアジア植民地獲得を目指す軍部革新派の統制派勢力が実質的政権を掌握するに至りました。

再び驚くべきは、これらの陸軍の一連の動きに関しても、2.26事件をはじめとする国内的テロルを起こした青年将校、中国大陸進攻を推進した革新派の中堅軍人層、これらを統括すべきトップの間にはほとんど整合的な判断がなく、若手、中堅層の政治行動をトップが事後承認する形で軍の内部的論理と制度に即して事態が進行したことです。それにもかかわらず、暴力を背景とする軍部の権力は2.26事件以降、政府内において着実に増大し、岡田内閣が倒れた後の広田弘毅内閣において、軍部の要求に屈した広田首相と馬場銕一蔵相によって抜本的な税制改革に基づいた増税による莫大な軍事予算の拡大が行われ、高橋財政の成功によって実現した景気回復とも相まって、急激な国際収支の悪化とともにインフレーションの危険が高まりました。予算案に対する財界の反発は極めて厳しいものとなり（中村（2012）、263頁）、この点は、財界による協力が速やかに得られたドイツのナチ党のケースとは大きな相違があります。日本軍国主義の経済的基盤がドイツと比較すると著しく脆弱であったこと、一般国民の民意からはもちろん、財界の「資本の論理」からも遊離したものであったことがうかがえると思われ、戦後日本のマルクス主義史学におけるように日本軍国主義による一連の戦争を国家独占資本主義経済体制に根拠を有する植民地侵略戦争として解釈することがいかに現実を無視した教条主義的理解であるかがわかります。

6. 日独の軍国主義－第3期

ドイツ国民の政権への支持は、1939年9月1日の開戦時には一時的にかなり縮小したと言えます。ポーランド侵攻緒戦の圧倒的な勝利にもかかわらず、ついに英仏の参戦を招いたことは、第一次大戦の悲惨を経験済みのドイツ国民の不安をかきたて、冬の間、西部戦線で戦線膠着が続いたことは、戦時下に徐々に厳しくなっていく生活とあわせて政権への不信につながりかねないものでした。

⁶ このように「液状化」（坂野（2012、406頁））のもと2.26事件に至る同時代の政治史的経緯については、同404 - 417頁に的確な説明がある。

同時期、1937－1940年の日本の状況を、以上のドイツの状況と対比してみると、中国本土への侵略は、当初こそ連戦連勝によって国民の喝采を浴びましたが、次第に戦線が泥沼化するにつれて停戦の可能性が模索される事態となりました。しかし、多様な対中工作は成功せず、ソ連との国境紛争、ノモンハン事件の敗北も含めて戦況は好転せず、その結果として1940年まで国内経済は悪化の一途をたどりました。しかし陸軍は一段と政府への圧力を強め、計画経済の推進を強行することによってインフレーションの抑制を図りました。日華事変の開始とともに必要となった巨大兵力の中国大陆への動員のために1937年の第一次近衛内閣の下で金融、輸出入、軍事動員に関する統制立法が行われて、企画院を司令塔とする経済計画システムの作動が進みます。次いで1938年の国家総動員法によって、政府は経済、産業の規制にとどまらず労働、言論、出版までほぼ全権限を統制に使用することが可能となり、ほぼナチの「授權法（全権委任法）」に等しいとさえ言われました。当然、この法制をめぐる議会の審議は紛糾し政民両政党からの激しい抵抗がありましたが軍部の圧力に屈し、合法無産政党の社会大衆党はより積極的に軍部と結び、この法制が日本の社会主義化への足掛かりになると見て賛同に回っています(中村(2012)、293 - 300 頁)。

7

1940年に第二次内閣を組閣した近衛文麿の下で起こった「新体制運動」は、軍部革新派の支援を受けながらも、一国一党組織の形成によって政治的リーダーシップを一元化して一貫性を持った政権運営を目指す試みでしたが、政党が解散して形式上の一党体制ができたのちも体制内部に第2期と同様な政治方針やイデオロギー上の対立が存続し、これを克服してナチズムに対応するような集権的政治体制を確立することができず、軍部の内政支配を強化する結果となりました。しかも、その後の日米開戦の決定に至る過程に関しても、例えば有馬(2010、268－280頁)の記述を参照すると、「…決定は常に曖昧でいくつかの解釈が可能であり、「情勢の変化」に対応して変更可能なものだった」(同269頁)ようです。そして、このような政治的な多元性、言い換えれば不整合と不決定の性格は終戦処理においてさえも継続しており、近衛内閣を継承した東条英機の憲兵政治による抑圧・独裁体制に基づく戦争継続が困難になった段階では、革新派から離れた近衛を中心として軍部革新派の反東条グループや政権から遠ざけられてきた皇道派のトップの軍人層などが連携して東条内閣の打倒に動くといった側面も見られたのです(有馬同前、302－306頁)。

日独の軍国主義が明示的に共振を開始したのは1940年、春～初夏の西部戦線においてドイツがフランスを短期間で屈服させた勝利でした。ドイツにおいては、これで一気にヒトラーの立場は好転し、軍国主義的な昂揚がドイツ国内で最も高まったのは、この緒戦の勝利の時期でした。「天才的な指導者」であるヒトラーへの一種の神格視も、学校教育における若年層へのナチズム的世界観の浸透が進んだこともあって、軍事的成功とともに広範な国民層に定着していきます。戦時経済体制はさらに強化され、新設のライヒ兵器・弾薬省による戦時増産が実現しました。戦争の長期化による労働力とりわけ男性熟練労働者の不足が顕在化し、占領地からの外国人労働力の流入がcaろうじてこれを補い、この外国人労働力への依存は同時期以降さらに深まってい

⁷ 日本の戦時体制下の経済統制システムについての、より体系的な分析として岡崎・奥野(藤原)(1993、14－28頁)を参照のこと。

るを得ない事態となりました。

ドイツの快進撃を受けて、日本においてもインドシナの仏蘭植民地を占領しようという「南進論」が持ち上がり、1940年に近衛文麿首相が陸相の東条英機、外相の松岡洋右らとの合意のもとに日独伊枢軸の強化、対ソ不可侵協定の締結、東アジアの英仏蘭植民地の東亜新秩序への包含などの方針を確認したことを機として同年9月に日独伊三国同盟が調印され、陸軍は北部仏印への進駐を開始しました。1941年6月のドイツ軍のソ連進攻とともに陸海軍は南部仏印へ進駐し、アメリカがこれら日本の動きを強く警戒します。日本側もアメリカとの調停に努めましたが、南部仏印進攻後にアメリカが日本に対する石油の全面輸出禁止措置など厳しい経済制裁に打って出るに及び、軍部には南印に新たな資源供給基地を求めるべく対米戦争をも辞さずとの意見が優位となり同12月の日米開戦に至るところとなりました（有馬同前、270-280頁参照）。

日中戦争の開始以降、戦時統制経済下における窮迫の一途をたどってきた日本経済は、経済制裁による貿易の激減、物資不足に伴うインフレーションを抑制するための配給制度の徹底などの結果として一段と深刻になり、国民の消費水準は2割近く低下（終戦直前には4割以上）しました。他方、同時期には実質的に軍部の下部組織化していた文部省による思想統制が進み、中等学校の教授科目が大幅に再編されて、同省が編纂した「国体の本義」のような歴史と神話が混同された国粋主義的教育が全面的に展開されて、国民の精神動員を強化して行きました。労働・産業組織内の思想統制も本格化したこともあり、戦争と戦時経済の行き詰まりに伴う国民の厭戦気分は少なくとも表面上は抑制されていました。

日米戦争の勃発に呼応する形で、ちょうど独ソ戦の戦況膠着に悩んでいたヒトラーも対米参戦を決意しました。巨大な経済力と軍事力を持つアメリカ合衆国との直接対決には政権内部からすらも反対の声があったほどで、ソ連への援助もおこなった合衆国の欧州戦線への参加は東西両戦線において決定的な意味を持ちました。東部占領地の拡大は、ナチの人種主義イデオロギーにとって都合の悪いことに、さらに多数のユダヤ人を「大ドイツ・ライヒ」に抱え込むことになりました。このことがユダヤ人迫害を一層激化させていき、1942年1月にはベルリン郊外の保養地ヴァンゼーの別荘にナチ親衛隊幹部と関係省庁高官が集まった「ヴァンゼー会議」において「ユダヤ人問題の最終的解決」、すなわち絶滅につながる移送と強制移住、強制労働、計画的殺害の方針が決定されるに至ります。一方では「劣等人種」とされた占領地のスラブ系住民や独ソ戦の戦時捕虜といった非アーリア系人種の強制的労働への投入が、ドイツの戦時経済を支える最大の要素になります。しかし、占領地からの略奪は、ドイツ国民の生活水準の低下にぎりぎりの歯止めをかけることになりました。日本で見られたような、日米開戦とほぼ同時に起きた急激な国民生活の窮乏化は、外国人やユダヤ人を犠牲にすることでかろうじて回避されたのです。第一次世界大戦敗戦時の「ドイツ革命」の再現をナチ独裁政権は怖れなければならなかったわけで、おびただしい軍事的・経済的失策にもかかわらず国民の国家に対する反逆の可能性を考慮していなかった日本の軍国主義体制との違いを見ることができるものと思われます。

1943年初頭のスターリングラードの敗戦以来、ドイツの敗勢はあきらかになりますが、国内のナチ体制はおおむね強固でした。保守派の牙城ともいえるべき国防軍内部から起きたヒトラー暗殺計画や、左派あるいは人道主義者による部分的抵抗はありましたが、一般国民層には一国の命運を賭けた戦争への献身が目立ちました。厭戦ムードと体制への不信感は、東部戦線の悲惨な敗退

の経験が伝わるとともに、連合国による都市部への空爆が本格化したことによってすでに高まっており、1944年には東西占領地の犠牲で維持されてきた生活物資供給も急低下して、国民生活の窮迫が顕在化しましたが、敗戦が悲惨な結末をもたらすという経験はつい二十年前のものであり、東方の野蛮な劣等人種による侵攻への恐怖心は、一面では根強い偏見や優越感の裏返しとして、また一面では十年を超えたナチ党支配によって増幅されて、国民に共有されていました。東部における親衛隊や国防軍の暴虐の経験は鏡像となって、敗戦後における報復の予想を掻き立てたでしょう。（そして、その予想はたしかにある程度実現したのです。）このような国民感情にも支えられて、ヒトラーの独裁政権は敗戦への傾斜のなかで体制としてはむしろ強化されます。ヒトラーはナチ政権の崩壊と民族の運命を強引に結びつけようとし、首都ベルリンでの地上戦をためらわなかったどころか、戦後になって敵に生産設備を渡さないための徹底的な破壊まで命じました（「ネロ指令」⁸）。ナチズムの世界観からすれば、世界大戦後にドイツの復興はありえないものでした。

日本の太平洋戦争とその帰結については、多くはよく知られているところであり、その詳細は省きますが、真珠湾攻撃にはじまる緒戦の成功は短時日で劣勢に転じて、以後は太平洋を舞台とする一連の退却戦を経て沖縄戦、原爆投下、本土空襲などの凄惨な国民の犠牲を伴いつつ1945年8月の終戦に至ります。その間、直接の戦争犠牲者でなくとも、国民の生活は配給食糧の枯渇や軍事動員、疎開などを通じて悲惨を極めました。しかし、全般的に見てドイツと同様、軍部、行政による教育とジャーナリズムを利用した精神動員や言論統制の効果もあって国民の士気は衰えなかったと思われます。ドイツの場合と異なり第一次大戦の敗戦を経験していなかったことは、敗戦という未知の体験への恐れを通じて、ドイツとは異なる意味において国民の士気を高める要因ともなりました。特に戦争の正当化根拠があいまいなまま長期化、泥沼化した日中戦争の場合と異なり、太平洋戦争に関しては、西欧植民地主義からアジア民衆を解放する正義の戦であるとする政府の精神動員に基づく義戦観が幅広く国民に受容されたことにより、生活の窮迫や戦況の悪化に伴う厭戦感情を相殺していたと思われます。

7. 日本とドイツの軍国主義（化）の差異とその理由

以上の3節においては、日本とドイツとの軍国主義化、ならびに現実の戦争の過程に関して、軍国主義化の主体、それに対する国民的支持のあり方に注意しながら、その表面上の類似性の背後に潜んでいる極めて大きな相違点を浮き彫りにすることに努めてきました。これまでの考察に基づいて、両国の軍国主義（化）に関する重要な相違点をまとめてみたいと思います。

軍国主義（化）の主体について見ると、ドイツの場合、ナチという政党組織とその独裁的指導者であったヒトラーによる意思が一貫して貫かれていたことをまず再確認したいと思います。これに対して日本の場合、一応、軍国主義（化）の主体であったのは陸軍の中堅層に属する革新派であるということが出来ますが、軍部、政党、天皇側近政治家、官僚など広範な層が意思決定（な

⁸ 敵占領軍が利用するのを嫌い、戦後のドイツ人の生活を度外視してドイツ国内に残存の生産施設や社会的インフラの一斉破壊が命令された焦土作戦を、皇帝ネロがみずからローマに放火したという伝説にたとえて後世こう呼んだ。

いし不決定)に関わってきたということができ、全体として誰のどのような意思が軍国主義化と戦争の過程を規定してきたのが著しく曖昧であることがわかります。そして、その背景にあるのは軍国主義化に先立つ両国の憲法構造とこれに基づくデモクラシーの発達の程度の大幅な相違であることがわかります。

次に、軍国主義(化)に対する国民の支持という点について見ると、ドイツに関して言うならば、問題は多々あったにせよ、ナチによる経済政策、軍事政策は概ね国民の支持に支えられてきたということが挙げられます。それは、ナチ政権下でドイツの大量失業が大幅に改善されたことが、少なくとも当時の国民からは政府の実績として高く評価されたこと、その後の軍事侵略に関しても、他国民に対する収奪政策はドイツ国民に対して一定の恩恵をもたらしたことによると思われます。この点から見ると、しばしば言われるようなヒトラーのカリスマ性にドイツ国民が熱狂して集団的な狂気に陥ったとするドイツ・ファシズムに関する通俗の説明にはかなり疑問があり、ナチ党による徹底的な言論統制と精神動員の効果が強力であったとしても、現実のドイツ国民はヒトラーとナチ党の政治的・経済的パフォーマンスに対する一功利的な判断に基づくという意味で一冷静な視点を捨ててはいなかったと見ることができるように思われます。⁹

これに対して日本の場合を見るならば、統制的な経済政策や対外侵略政策を支持したのは知的に高い水準にある軍人、官僚、政治家、知識人などの一角であり、一般大衆はほぼ一貫して「良くわからない」とか「仕方がない」という、ドイツの場合以上に受動的な判断をしていたと言ってよいと思われます。もちろん、同時代の日本国民が戦後のような平和主義を信奉していたわけでないことは言うに及びません。有馬学氏が指摘しておられるように(有馬(2010, 18頁))、明治以来、勝ち戦を続けて植民地を拡大してきた当時の日本人にとって、日本が自国の領土(植民地)であると考え、あるいはかなり大きな顔をして良いと思っていた勢力範囲が存在したことは当然の事実です。しかし、植民地主義と軍国主義、とりわけ軍事侵略主義とはきちんと区別すべき全く異なる概念であり、この点を押さえる限り、少なくとも本稿で定義した戦前昭和第Ⅰ期に関しては、日本は植民地を保有する帝国主義国家であったことは確かですが、そこに軍国主義あるいは軍事侵略主義の兆候はなかったと見てよいと思います。当時は政党内閣の全盛期で、軍部はその勢力拡大を強く抑制されており、国際的には平和主義、国際協調主義、国内的には資本主義的な自由市場経済体制が公的には承認されていました。

同時期の民政党内閣下における金融政策の失敗と世界同時恐慌によって政党内閣への支持が失われたことが日本のファシヨ化の開始動機であり、大不況下における国民の不満の結果として、5.15事件をはじめとする政財界のリーダーへのテロルが国民の同情を買い、特に満州事変の戦利品である満州国の維持には、国民の強い支持がありましたが、民衆のこれらの支持はあくまでもテロルや対外侵略の既成事実を踏まえた上での受動的反応以上のものではなく、要するに国民の

⁹ このことは、ドイツ国民が一貫してナチ党を支持し、その侵略政策に賛同していたことを意味するものではない。国民の大多数のナチ党に対する信頼は、特にその独裁体制の確立以降は大きく低下しており、ナチ党は暴力を背景とする支配によって国民の服従を調達するしかなかった。このように党の政権基盤が脆弱であったために、それだけ一層、自らの侵略政策の成功を国民に納得させることなくして政権の維持は困難であったというのが実態であったと思われる。

立場としては、経済的苦境に対応する政策として植民地経営（あるいは、計画経済化）が有効であるとすればそれを歓迎するというだけのことであり、中国大陆に対する侵略を含む軍部の政策を自らの能動性を持って支持、推進するほどの「下からの」駆動力を持ったことはなかったと言って過言でないと思われます。一時的な戦勝に伴う国民全体の熱狂は存在しましたが、それが軍部による軍事行動の事前の動員力となったわけではなく、継続的な推進力となった形跡もありません。軍事動員と計画経済に伴う自らの困窮と犠牲に対しては当然ながら肯定的であり得るはずもなく、ただ単純に「我慢」をしていたに過ぎませんでした。しかし、同時に日本軍はナチ党とは異なり、憲法上正当な根拠を有する国家機関である以上、主権者であるとともに軍を統率する大元帥でもあったと天皇による承認に基づいた決定に対する批判を行うことは一般大衆には困難なことでした。この点を考慮するならば、日本の軍国主義は「上からのファシズム」と呼ばれる社会上層からの運動であったとも言えるでしょう。

丸山真男氏の古典的文献（丸山（1948 7））は、国家機構内部に根拠を置く日本軍国主義の「上からの」性格、その意思決定過程の一貫性の欠落などといった特色を非常に早期に指摘した重要な考察ですが、同時に丸山氏が日本ファシズムの支持基盤について（ドイツにおけるようなプチブルジョア階層ではなく）農村の準封建的な大衆層とそこに根拠を置く家族主義、農本主義的イデオロギーにあったとしていることは、日本軍国主義の実態を無視しているように思われます。¹⁰ 丸山氏の指摘するような日本社会の後進性が日本の軍事侵略主義に及ぼした影響を重視するとすれば、民衆の政治意識の封建的後進性、軍国主義的好戦性ということよりも、日本のデモクラシーとその基礎である資本主義が西欧のそれと比較すると十分に発達しなかったために、民衆の意思を政治的決定に吸い上げるための政党政治的基盤が脆弱であったことにより、軍官僚機構の独走を抑止することができなかった点に着目すべきであると思われます。

¹⁰ この論点は、吉見義明氏の初期の代表作である「草の根のファシズム」（吉見（2022））に基づいても確認できるものと思われる。同書は日本軍国主義に対する厳しい批判精神に貫かれつつも、公正かつ周到な史料批判に基づいた実証研究であるが、吉見氏は同書の冒頭から、満州事変に伴う民衆の熱狂が主としてジャーナリズムの戦争報道に刺激された一過性のものであることを指摘し、多くの民衆が2.26事件のテロルを起こした青年将校やそれを自らの覇権確立に利用しようとした軍部に対する強い反感を持っていたことを指摘している。そして、これら一連の事件に対する軍部の責任を問うた斎藤隆夫の「肅軍演説」に対して民衆から寄せられた圧倒的な支持を実証的に跡付けており、1937年の日華事変による華北侵攻後の日本陸軍政策に対しても、当初の勝利による熱狂に基づく民衆の肯定的評価は戦争の長期化に伴う厭戦気分の深まりへと変化していったこと、そのため斎藤隆夫が日中戦争に関する政府の「無賠償・無併合」の方針を批判した「反軍演説」に対しても、やはり民衆レベルにおける強い支持があったことを指摘している。吉見氏によれば、軍国主義イデオロギーが一般民衆のレベルまで含めて国民の極めて幅広い層を捉えたのは、近衛新体制期以降、軍部の言論弾圧と文部省による大衆向けの教育政策、マス・ジャーナリズムの活用によるアジェンションと宣伝活動など多方面に及ぶ精神動員が進行し、それ等の政府の世論操作政策が日本人民衆に特徴的な植民地人民に対する差別意識と共鳴した時期以降、特に太平洋戦争の開戦以降であったとされている。

最後に、これまで触れてこなかった日独の戦争に関するもう一つの重要な差異として、戦争の最終段階に至るまで両国が依拠した戦争イデオロギーに無視しえない落差があったことを指摘しておきたいと思います。ドイツの場合、ナチは最後まで一貫してドイツ民族の自存自衛のために中央ヨーロッパにドイツ民族が支配する帝国を形成することを自らの戦争の正当化根拠として維持していました。そして、その帝国においてはゲルマン民族を支配民族としてより劣等なスラブ系その他の非ゲルマン系諸民族はゲルマン民族による支配対象となり、特に最劣等に位置するユダヤ人に関しては最終的に殲滅の可能性をも躊躇いませんでした。これに対して、日本軍国主義は当初の段階ではナチ・ドイツと同様に日本民族の自存自衛を戦争の正当化根拠としましたが、満州国において「五族共和」のスローガンが掲げられたことからわかるように、少なくとも表面上（建前の上で）は日本がアジアの他民族に対して人種として生物学的に優越しているとする人種主義的主張を避けていました。

筆者は、両国いずれの思想がより悪質であり、道義的責任が重いかの比較を行いたいわけではありません。着目したいのは、日本の軍国主義とドイツの軍国主義とをイデオロギーとして見るならば、前者が植民地主義の延長上に、後者が人種主義の延長上にあるという意味で異なる性格を持っていたということです。日本が第二次大戦で戦線を展開した領域は従来日本民族が統治する根拠を持たない領域であり、特に戦争が長期化し、その最終段階が近づくにつれて一層根拠薄弱な地域へと拡散してゆきました。その領域に進出するにあたって、同等に統治根拠を持たない他の西欧植民地帝国諸国からのアジア諸民族の解放という正当化根拠が必要となったゆえんです。その結果として、これも極めて便宜主義的な理由と方法によるものであったとしても、戦争が劣勢に傾くにつれて、植民地人民の皇民化という形で日本に対する同化政策と階層上層への動きが生じました。¹¹つまり、日本の侵略戦争に関して言うならば、被征服民族、植民地人民に対して、より先進的な文明を持つ日本民族による後見的な位置設定がなされ、いずれこれら被征服地域がヨーロッパによる搾取的植民地政策から解放されて日本を範とする自律的な経済・社会・文化の発展が実現した暁には、自らの文明に適した独立国家が承認されるべきであるという植民地啓蒙主義のフィクションが「聖戦」イデオロギーを支えていたことになります。

対してドイツの場合、中央ヨーロッパという人種の混在地域において、かつその中においてゲルマン系民族が広範に居住している区域において一定の国家秩序を構築するにあたり人種間の階層的関係が必要であるとするイデオロギーは、（正しいもの、善きものではないとしても）はるかに自然なものであったと思われます。そして、このような中央ヨーロッパを地盤とするゲルマン人を頂点とする人種階層的國家の樹立こそがナチのドイツ国民に対する公約でした。従って、当該國家においては侵略地域の非ゲルマン系民族に対する人種的階層関係は戦争遂行とも外国植民地の有無とも無関係に永遠に固定したものであるほかはありませんでした。また、上記のような

¹¹ ピーティ（1996）も日本の植民地主義に対する厳しい批判に基づく研究であるが、同 307－308 頁の指摘によれば、戦時中の台湾、朝鮮では職場における厳しい差別にもかかわらず相当数の台湾人、朝鮮人が熟練と責任を求められる地位へ上昇した。また、同 313－314 頁では、1940 年以降の戦時期には、台湾、朝鮮をはじめとする植民地人民からの志願兵への応募が多数存在し、「皇民化」は現地の青年の軍事動員に関しては成功を収めていたことが指摘されている。

ドイツ国民に対する公約を実現できなかったナチの結果責任に対する国民の視線は当然に厳しいものである他はなく、ヒトラーが終戦を控えて発した「ネロ指令」をはじめとする敗戦処理もまた、そのような国民とナチとの契約関係の破綻を前提としたとき、特に驚くに値するものではなかったと思われます。このことは逆に見れば、独裁権力を背景として国民に対する膨大な負担を求めたにもかかわらず国民に対する契約履行に失敗し、しかも契約不履行の処理についても極めて冷酷であったナチを戦後のドイツが容易に精神的に切り捨てて、自発的に「反省」することができた理由でもあったでしょう。

これに対して日本の軍国主義は、自らの植民地主義を最終的に正当化する思想的根拠として、国家の自己利益という戦争の正当化に関する冷徹な現実理解すら放棄して「アジア民族解放」のための大東亜共栄圏建設という、西欧帝国主義の植民地啓蒙主義イデオロギーを模しただけの根拠薄弱かつ曖昧模糊とした理念に依存するしかありませんでした。そして、この極めて曖昧で根拠の乏しいイデオロギーが、戦後においてもかなり屈折した形で日本国民の間に瀰漫し続けたことが、日本人の自らに対する戦争責任への自覚を著しく「甘い」(感傷的な)ものにしてしまった、それもいわゆる東京裁判史観批判を以てする保守派のそれにとどまることなく、左派イデオログやそれ以上に平均的な社会常識を持っている日本人一般市民に関してまでも、その傾向が深く広範に共有されてしまったように思われます。この点については、9 節の結論部分で再度注意して触れたいと思います。

8. 教養市民(層)の存在－表面的な類似性として

ドイツの場合、ナチ党の支持基盤は、研究史上かつて有力視されてきた「中間層テーゼ」で考えられてきた以上に上下の社会階層に広がりを持っており、上層市民層から労働者階層の相当部分(得票でみると、主に社会民主党支持から流動してきたと考えられる)にまで及んでいました。この点では、強権的・反民主主義的である一方で「下からの革命」を呼号するファシズム一般の辞書的な定義にたがわず、市民層以下を基盤として文字通り「下から」発展してゆきました。

このようなナチ党の台頭における市民層の介在について考えるとき、そこに教養市民層(Bildungsbürgertum)と呼ばれる極めてドイツ独特の社会階層が含まれていたことが特別の関心をかきたててきました。教養市民層は 18 世紀ごろから統一前のドイツ語圏の各地に分立していた領邦国家内において発展した大学文化を基盤として構築されていった社会階層であり、従来、社会の上層を構成してきた貴族階層に対抗しつつ、中間的な市民階層から大学における学歴(学力証明のための国家試験も、大学教員が中心的な出題者となるケースが多かった)を武器として大学(ギムナジウムを含む)教員、法曹関係者、官僚、出版文化人、医師、聖職者などの職業身分に関する独占的な給源となり、また、それら階層に対する世代間の再生産過程を通じて、長期にわたりギルド的な支配を行う専門職業人エリート階層を確立しました。

ドイツの場合、これら知識階層の大衆への政治的・思想的影響力は 18 世紀以来、伝統的に極めて強いものでしたが、教養市民層が政治的な影響力と社会的発言力を得たのはナポレオンの中東欧侵略戦争を直接的な契機としています。フランスを主とする国家的軍勢力と大陸啓蒙思想の圧力下において、ドイツ領邦諸国はこれに対抗するための国民国家的統合とそのための理念的な根拠を必要としていましたが、そのための基盤として領邦諸国に広がった大学文化と、その卒業生

としてかかる文化の直接的な伝達者であった教養市民層に対する政治的、社会的な期待と信頼が高まり、この結果としてエリート階層としての教養市民層が形成されたのです。特に 19 世紀以降のドイツの統制的な経済政策を推進する上において、ドイツの官僚の技術的のみならず総合的知性と倫理性の高さを国民から信頼させるために、彼ら上級官僚が大学を優れた成績で卒業し高い教養を持った存在であるとする国民からの評価は重要な機能を果たしました。

これらの教養市民層は、経済的地位ではなく知性・教養における優越性を自らのアイデンティティとして国家権力と世論形成における実質的リーダーの地位を確かにすることを通じて、旧貴族階層に代わって、下層大衆に対する文化的ならびに政治的な支配力を確立し、更にその後の時代にあっては、経済活動によって富を得て台頭した所有市民階層(Wirtschaftsbürgertum、経済市民層、ブルジョワジー)に対する自らの優位を誇るようになり、この結果として、19 世紀ドイツにおいては、教養市民層は、貴族、農民にとどまらず、通常の西欧的な意味でのブルジョア階級である所有市民層と労働者階級からも断絶した著しく内閉的なエリート階層を形成したわけです。

しかしながら、この教養市民層は 19 世紀末、特にビスマルク時代以降から少しずつ自らの地位の低下を経験します。そして突然のように起きた第一次世界大戦は、すでに胚在していた教養市民層の危機を深めることとなります。官僚、軍部、司法などの行政権力を牙城にする人びとにとって取返しのつかない変化は、ドイツの敗戦とともにその全貌をあらわにします。先進的なワイマール憲法は女性の参政権や労働者の争議権を認めるなど、これまで排除されてきた人びとに大幅な社会的チャンスを与えました。労働組合の発言力の向上や社会の非軍事化による軍需と産業の密接なつながりの消失はドイツ経済に影響を与えますが、それはこれまで教養市民が独占してきた専門職のありかたにも変化を要求することになり、国家資格による職業の独占にも揺らぎが生じました。一言でいって教養市民層の政治的・経済的権力基盤は、民主主義的なワイマール体制において大幅に掘り崩されたのでした。

教養市民層の伝統を持ちながらワイマール・デモクラシーへの反発を持つ高位の軍人、大学教授、大学生、知的職業人、ジャーナリストらに主導されたフェルキッシュ (Völkisch) 運動は、西欧啓蒙思想をドイツの政治的、社会的文脈に適合するように再構成して行こうとする本来の教養思想のあり方を、その一面であった国粋主義的な方向へと集中的に傾斜させてゆく性格のものであり、反ユダヤ主義に代表されるようにドイツ・アーリア民族の血統的純粋性を絶対視し、ドイツの伝統的な精神文化の西欧に対する特殊性、卓越性を強調する内容となっており、その結果として第一次世界大戦を西欧対ドイツの宗教的聖戦に擬するような黙示録的解釈をも生み出してゆきました。

このフェルキッシュ運動の流れを重要な起源として発生したのがナチ党でしたが、ナチとその領袖ヒトラーは、教養市民層という当時の一部特権的階級が主導するフェルキッシュ運動によっては、すでにヴァイマル体制の下でデモクラシーと大衆社会とが政治の前提となっている時代において大衆の広範な支持のもとに権力を取得する可能性がないことを理解するに及び、「フェルキッシュ」という概念には固着しつつも、運動としてはこれを見限ったとも言えます。世界大不況によって大量失業や実質賃金の低落という打撃を最も直接的に受けたのは労働者層でしたが、それに比べれば経済的負荷は軽かったはずの新中間層＝ホワイトカラーはむしろ精神的な動揺、すなわち社会的下降・没落（要するに自分たちが労働者階級に飲み込まれること）への不安や、社

会や体制の現状に対する不満と憤りを抱えていました。大不況後の躍進期のヒトラーは、教養市民層より社会の低い地位にいたプチブルジョア階級—これはヒトラー自身の出身階級でもありました—を中心として、ナチ党の「国民政党」としての基盤を形成したと言えます。これこそが、ファシズムはプチブルジョアによる反動的革命であったという議論のドイツ的な意味合いであり、その意味で、ドイツのファシズムには、政治運動を支える強力なプチブルジョア層からなる社会的基盤が明らかにあったという意味で、日本の場合とは大きな相違があるように思われます。

日本においてもドイツの似通った教養市民層（らしきもの）が存在しました。それは、日独両国がともに西欧の政治・軍事的ならびに文化的脅威に直面しながら近代化への道を歩んでいった後発近代国家であり、より遅れて近代化を志向した日本が自らの進むべき先達の国家としてドイツを範としたこと、その一環として明治維新を遂行して明治期の寡頭支配勢力となった「藩閥」が、自由民権運動として顕在化し憲法にもその位置を占めた議会と政党によるデモクラシーの進展を堰き止めるための一つの防護壁として法務官僚をはじめとするテクノクラートの養成を目指し、そのための養成機関としての大学をドイツのモデルに従って構築したことによるのではないかと思います。その結果は、誰もが知っているような日本の「都市インテリ」のドイツ由来の「教養」であり、カント、ヘーゲルの哲学やゲーテやベートーベンなどのドイツの文学、芸術に対する知識が知識人の素養とされて、（実際のところ、当時の大学生のどれだけが、このように難解な、それも海外由来の知識を真に消化できたのかは別問題として）そういった教養と無縁な庶民から、より高い知性を持つインテリを区別するための指標として機能したからであるように思われます。

そして、現実にドイツと日本の大学で提供された「教養」には、（レベルの差を無視する限り）かなり共通の要素が多いものと思われます。その詳細については今後詳しく考察しますが、まず「教養」とは「全人」的、包括的な知識の体系として、哲学的あるいは人文学的な知識を必須の要素としており、そのために例えば法学、医学など技術的専門性を持った学問の履修者であっても、哲学や文学、芸術、歴史などを含む広範かつ包括的な知識の習得が推奨され、また大学卒業者は大学において教養を習得することによって人格的、道徳的性格を備えた存在であることを一般大衆から信認されるべき存在と考えられていました。また、この「教養」は、近代西欧の啓蒙思想に対する高度なアンビヴァレンスを内包していたことも両国で共通しています。すなわち、「教養」は啓蒙思想の厳格な理解を前提としつつも、これを一方的に受容して、知識人として自己の属する社会に対する啓蒙を推進するというのではなく、啓蒙思想が持っている個人主義、自由主義、市場経済主義などの性格が有する否定的側面を踏まえて、これらの思想的欠陥を国家共同体主義、国民文化主義といった観点から相対化しつつ自国の伝統に根差した近代西欧文明の導入を目指そうとする、矛盾対立を踏まえた微妙な平衡感覚の上に成立していたのです。ドイツにおいては上に論じたように、第一次世界大戦の敗戦の経験を通じてこの平衡感覚の失調としてのフェルキッシュ思想の台頭をもたらしました。

当時まだ教養思想の初期摂取段階にあって同大戦の戦勝国でもあった日本においては、「教養」主義とは人格的完成と世界公民主義へと至るための里程であると、依然として素朴に信じられていましたが、日本の場合、フェルキッシュ思想に対応する思想運動は昭和期に至って、大正教養派の自由主義思想に飽き足らなくなった大学出身の知識人たちの手で台頭しました。彼らの多く

は、まず自由主義から社会主義思想への移行を経験しましたが、昭和恐慌以後の 1930 年代には国家主義へと傾斜し、国家社会主義からアジアモンロー主義という植民地主義の肥大化した歪形へと思想的展開を見せて行きました。このような一見すると唐突とも思われる知識人たちの思想的漂流の基調をなしたのは、フェルキッシュ思想の場合と同様の西洋文明に対する黙示録的感覚であり、個人主義・自由主義・民主主義的西欧の「没落」に対抗するものとしてアジアの盟主としての「日本」を規定し、両者の闘争の帰結こそが新たな世界史を形成するとする「聖戦」イデオロギーへと道を開いてゆくことになります。

そして第二次大戦がもたらした両者の末路にも、実はかなり似通ったところがあります。すでに第一次世界大戦において深刻な危機に瀕していたドイツの教養市民層は、先に述べたようにフェルキッシュ運動という国粹主義的運動への傾斜を強めた末に、自らのナショナリズムに張り付いたエリート主義的特権意識のために、自らの思想運動が大衆社会へと幅広く浸透することができず、結果的に大衆の獲得と動員とに成功したナチ党の手で早々に政治の表舞台からの撤退を余儀なくされたのでした。これに対して、日本の教養派知識人たちもまた庶民、大衆からは乖離した存在でしたが、日本の場合はすでに見たように大衆自身が十分に能動的な政治的運動主体たりえなかったがゆえに、知識人たちは最後まで日本軍国主義の同伴者であり続けることができました。しかしながら、彼らの活動は多くの場合、自由主義と国家社会主義との間を揺れ動き、あるいは軍部の主導するアジアモンロー主義を哲学的に基礎づけようとする空疎な思弁に終始して、現実政治の決定に後付で引き摺られる性格を免れることができないまま、終戦に至るまでほとんど責任ある政治主体として自らの立場を固めることができなかったのです。結局、日本の軍事指導者たちはヒトラーほどの徹底性によって知識人たちの幻想を粉碎するほどの力を発揮することはありませんでしたが、自分たちの政治を彩るアクセサリー以上の存在として彼らを遇することもまたついになかったと言い換えてもよいでしょう。

9. 結語に代えて一日本とドイツにおける敗戦と国際社会への復帰

日独はともに、敗戦を経て戦勝国側との交渉によって敗戦に対する法的、政治的処理を行い、国際社会への復帰を果たしています。この間、両国ともに戦勝国連合体が形成した軍事裁判の結果を受け入れ、憲法改正を経て講和条約の締結によって国際社会への帰還を果たしたことも共通しています。しかしながら、その後の両国の国際社会における歩みやそれに関する国際社会の評価は、かなり大きな相違があるといえます。先の大戦における戦争責任に関して、「ドイツは国際社会に対して真摯に反省・謝罪し自らの戦争責任を果たしたのに対して、日本のそれは著しく不十分であり、特に近隣のアジア諸国からの理解が得られていない」とする議論は、今日でも衰えてはいないように思われます。大多数の日本人は一部左派による偏った議論と解して聞き流す傾向がありますが、国際的に見ると、イデオロギーの左右を問わず、知識人から極めて平均的な市民の間に至るまで、相当普遍的に共有されている議論であると覚悟しておいて間違いないように思われます。

現在の日本では、いわゆる「右傾化」が進行しているとされることが多いですが、おそらく今日でも、日本人のうちで先の大戦時の日本の戦争行為を全面的に「自存自衛戦」や「聖戦」と感じている人は極めて少数の極右派勢力に属するものと思われます。それにもかかわらず、先の「反

省したドイツ、反省しない日本」というイメージが流布していることは日本の国益を損ねるばかりでなく、筆者を含めて多くの日本人自身にとって、国際社会から残念な誤解を受けているものと思わざるを得ません。本稿の結論として、日本人の多数が侵略戦争という過去の不正義に対する自己批判について無関心であるとは思われないにもかかわらず、その事実がドイツの場合と比較すると国際社会から十分に受け入れられていない現状がなぜ生じているのかという問題に関して、これまで検討してきた日本とドイツとの軍国主義をめぐる様々な相違点との関係を踏まえて一定の説明を与えることを以て、本稿の結論に代えたいと思います。

最初に確認しなければならないのは、これらの「戦争責任」という概念は、国際法の文脈で見る限り、連合国による第二次大戦処理の枠組みとして構築された「東京裁判」の中で事後法として敗戦国である日本に適用された、つまり、それ以前の国際法においては存在していなかった規範的概念であるということです。この点こそが、日本の右派が繰り返し主張してきた「勝者の裁き」としての「東京裁判」批判の根拠であるわけですが、ちょうどこれに対応する「勝者の裁き」としての「ニュルンベルク裁判」を否定するドイツ人が極めて少数の政治的極右派に限られているのに対して、「東京裁判」とこれに基づく史観に対する反発とか割切りがたい感情は、日本人の場合、一般市民の間に至るまで相当根強く残っています。それどころか、日本の戦後左派のイデオロギーのうちにも、その反米意識を根拠づけるものとして、この感情が極めて複雑な深い陰影を作り出している側面があるように思われます。そして、日本とドイツとの「戦争責任の自覚」に関する落差を作り出してきたもっとも重要な要因は、このニュルンベルク/東京裁判が陰に前提とし、それに基づいて国際社会に普及している歴史観の受容に関する国民感情的な抵抗の程度にかかわるものではないかと思われます。そこで以下では、東京裁判（ドイツに関しては、ニュルンベルク裁判）を基礎づけていた規範の枠組みを前提として、日独の戦争責任に対する感覚の比較を試みたいと思います。

まず、これらの二つの裁判を通じて、それ以前の戦争に関する国際法上の規範がどのように変化したかを確認しておきますが、それ以前の国際法においては、戦争自体の違法性が問われることはなく、開戦の布告、非戦闘員の保護、捕虜の取り扱いなど、専ら戦争に伴う国際法ルールへの違反に対して国家の犯罪性が問われたのです。これに対して上記の二つの裁判は、戦勝国（の連合体）に対して、敗戦国の戦争責任を直接に問うための「平和に対する罪」、「人道に対する罪」というルールを設定して、事後法の形で日本とドイツに対して適用しました。¹² これは法手続上、重大な瑕疵ではありますが、しかしながら、これらの裁判には、将来的に戦争行為それ自体を国際法上違法とするという理想主義の表明としての積極的な意義があり、また、敗戦国に対して不均衡に過重な負担を強いるものではあるとしても、戦勝国の道義性を国際裁判として確立することによって戦勝国民の間の処罰感情を制御し、戦後の国際関係を平和的に安定させるという政

¹² ニュルンベルク裁判では、ナチによるユダヤ人殲滅問題が大きな比重を占めたため、「人道に対する罪」のウェイトが大きいですが、日本に関してはその比重は相対的に小さい。アメリカ側の意思を尊重した真珠湾攻撃の責任、アジア諸国が重視した、日本軍のアジア侵略に対する責任が中心の問題となったために、戦争指導者の開戦責任を問うことが中心となり、「平和に対する罪」の規範が重要となった。

治的な効用も認められるものでありました。仮にこのような戦争責任の枠組みを用いることなく、第一次大戦のケースと同様に巨額の賠償金負担を敗戦国の日独に課した場合、両国の戦後復興は大幅に遅滞し、将来的に再度の戦争を含む国際的紛争を引き起こす危険も想定されたことにも留意する必要があります。

従って、これら諸点を考慮した場合、ニュルンベルク/東京裁判の審決結果一般に対して一概に否定的な側面ばかりを強調する議論はバランスを欠いたものというべきかと思われます。連合国側も、これらの敗戦国に対する事後法による規範強制が敗戦国の復讐衝動を過度に刺激する危険を考慮して、敗戦国の国家責任を包括的に問うのではなく、平和、人道に対する罪に重責を持つ責任者を抽出するとともに、敗戦国民全体は、これら一部の軍国主義者による誤った戦争犯罪行為に対して負担を強いられた犠牲者であるとする責任関係の分離を行うことによって、敗戦国の一般市民が自国の過去の悪や過誤を承認することに対し、より積極的に受容可能となるような心理的環境を用意したわけです（日暮(2008、29-40頁)）。¹³

日独（敗戦時では、西ドイツ）両国は、憲法改正とともに、ニュルンベルク/東京裁判の審決結果の受容に基づく国家の軍事的無力化を経て国際講和と独立回復に至るというほぼ同一の経緯をたどりました。この段階で国際社会の大枠における両国の戦争責任の履行は成功裡に完結しており、残りは依然として講和条約を結びえていない被侵略国との間の講和条約の締結による関係回復が問題となるはずでした。そして、その限りにおいて、日本がドイツに比較して不誠実であったとは必ずしも言えないと思われます。しばしば日本の右派からは、「ドイツは自分の戦争を反省したのではなく、自分たちの責任をナチに押し付けて、自分は無罪であると考えている」という批判が上がっており、その根拠として、ナチに限定されずドイツ軍部全体が責任を負うべき戦争犯罪に関する関係諸国との間の戦後処理に関しては、日本とアジア諸国との場合以上に不十分かつ不適切に処理されているとする指摘もあります。戦後処理に関する個別の論点に踏み込んだ場合、これらの指摘にも相応の根拠はあるようですが、残念なことながら、やはり「日本の戦争責任履行にはドイツほど誠実さが見られない」とする評価は、ドイツ国内にとどまらず今日の国際社会においてかなり共有された認識になっているように思われます。

このような比較評価の前提として、そもそもニュルンベルク/東京裁判が敗戦国である日独の法的責任の履行を要請する趣旨で行われたにもかかわらず、それがいつのまにか道義責任の問題にすり替えられてしまい、「日本は過去の戦争に関する自らの道義的責任の自覚において、ドイツと比較して著しく欠けている」という国民道徳に対する批判的論点が国際的に広がってしまったことに問題の重要な一側面が存在するように思われます。そして、ドイツの場合には、ニュルンベルク裁判の敗戦処理の枠組みは、ドイツ国民にとっての道義的責任意識ともかなりの確に対応するものであったように思われます。すでに本稿で詳しく検討したように、戦争の主導勢力であったナチとドイツ国民との間の信頼関係は、敗戦の段階で完全に破綻していました。また、ナチが提唱した「自存自衛」という戦争イデオロギーは、日本の場合のように植民地解放を掲げるものではなかったので、敗戦段階で全く無意味なものとなりました。そして、ドイツの場合、ニュル

¹³ 以下、本節における東京裁判に関する筆者の理解については、同書の記述とその礎石となった日暮吉延氏の浩瀚な実証研究に依拠していることをお断りしておく。

ンベルク裁判の理論枠組みを適用することは、大戦時の国家を多分に暴力的かつ不正に支配・統治したヒトラーとナチ党とを以て大戦時の深刻かつ異常な悪の責任を全面的に担う存在とすることを可能とし、ドイツ国民自身はその犠牲者であるとする論理的・倫理的道筋が自然と開けることによって、ナチ時代を超えるドイツ国家・民族のより長期的な歴史や文化に関する尊厳を守ることをも可能にしました。

これらの諸事情を踏まえて進められたドイツにおける戦争責任の修復履行に対する国民の意志は、それが政治的、経済的な必要に迫られたからというだけでなく、道義上も自然に受容可能なものであったがゆえに（日本の右派の指摘するような瑕疵が存在するとしても¹⁴）極めて明確であり、1970年に（当時西独の）ブラント首相がワルシャワのユダヤ人ゲットーで行った象徴的な謝罪行為や戦後40年にあたる1985年に当時のワイツゼッカー大統領が連邦議会で行ったドイツの戦争犯罪に関する謝罪演説などに代表されるような、国家指導者による明快なメッセージの発信が行われることによって、ドイツの過去の不正義に対する旧交戦国民やユダヤ人をはじめとする戦時被害民族の被害感情を直接的に和らげたのみならず、国際的にも強い政治的アピール効果を持ったものと思われます。

これに対して日本の場合、このような明確な政治性を持った戦争責任に対する道義的責任の認定は、はるかにハードルの高いものとなりました。まず戦後日本を取り巻く国際関係に、ドイツとは異なる強い制約が存在したことを考慮する必要があります。ドイツが自国との文化的な関係が深く、政治体制上も同質性の高い西ヨーロッパへの再統合を以て最優先の敗戦処理の課題とし得たのに対して、日本の場合、アジアにおける戦前からの植民地や戦時侵略地域との間に、ドイツと西欧の場合と対応するほどの深い文化的な結びつきがあったかどうかは多分に疑問があります。すでに指摘したように、「大東亜共栄圏」の理念がいかに後付けの自己正当化のためのものに過ぎなかったかを見ても、その事実は明らかであると思われます。

加えて、日本の侵略戦争の最大の被害国であった中国と旧植民地から戦後独立した南北朝鮮は、それぞれが民族社会主義や軍事独裁などの政治体制を選択したことをはじめとする国内的事情もあって、この歴史問題について日本との歴史認識をめぐる共同の討議や研究協力に基づく相互理解への回路がほとんど閉ざされてしまったことがあります。もちろん、アジア隣国における日本の過去の不正義に対するこれらの批判のすべてが政治的な意図に基づく誇張であるなどということをも主張するものでは決してありませんが、一方が内政干渉を理由とし、他方は「危うきに近寄らず」の姿勢で相互のコミュニケーションを避けている状態で、本当に他国に対する「責任ある」責任意識などを持つことができるのでしょうか。この点に関しては、ドイツの場合でも、旧ソ連、東欧諸国など冷戦後に社会主義陣営に与して当時の西ドイツと対峙した諸国との間の戦後処理と法的責任履行は今日に至るまで大幅に遅滞しており、ユダヤ人コミュニティのような限定されたグループを除く限り、ドイツ軍部の戦争責任に関する現ドイツ国家の道義的責任意識に対する旧

¹⁴ ナチ党が主導した人道犯罪についてさえ、ドイツの戦後処理はユダヤ人グループ（あるいは戦後建国されたイスラエル国家）との融和を優先しており、他のマイノリティ・グループとの関係修復をないがしろにしているという批判は、日本の右派にとどまらずドイツ国内や他国の研究者からも指摘があることを付記しておく。

被害国からの理解などには成功していないことを考えるならば、やはり日本が道義責任の自覚において劣っていたというよりも、両国が抱えた戦後の周辺国との国際関係に関する制約の相違が大きく尾を引いていると考えざるを得ません。

このような国際環境上の制約の帰結として、日本の戦後責任の履行はドイツと西ヨーロッパ諸地域との場合のような諸国、諸民族との融和による再合流ではなく、戦前植民地の清算と侵略地域からの引き揚げとによって両者の関係をきちんと分離し、再侵略の疑義が問われるような不適切な介入を厳しく手控えるという方向で、その課題を果たす方針が選択されました。その過程は、政治的なパフォーマンスによる他国、他民族に対する明確な謝罪の意思表示というよりも、賠償責任の履行、平和条約の締結、国交正常化、経済援助などの政治的なアピール性の弱い事務的かつ散文的な手法が主となりました。そして、戦後日本の国際政治政策は、最も深刻な歴史認識をめぐる問題を抱えていた中国、朝鮮だけでなく、他の自由主義陣営に属する被侵略地域の東アジア諸国に対しても、ひとつ間違えば厳しい政治的紛争の火種になりかねない過去の不正義に関する論争に踏み込むことを避けて、自由貿易を基礎とする未来志向の相互利益的な関係性を重視するものとなりました。このような外交上の消極的選択は、すでに法的手続きよりも道義問題へと関心が移行しつつあった戦争責任に関する国際的世論に対するアピール性に関してみる限り、ドイツと比較するならば結果的に極めてコスト・パフォーマンスの良くない選択であったということが言えるように思われます。¹⁵

しかしながら以上のような戦後日本をめぐる国際環境の問題以前に、先にも指摘したように、ニュルンベルク/東京裁判規範の受容に関する国民感情の落差という観点から見ても、ドイツ人と比較した時、日本人は必ずしも右派に限らず、広く国民感情として上記の規範強制に対する「屈折した心情」を刻み込まれているように思います。それというのも、日本の場合、ニュルンベルク裁判の枠組みをそのまま並行して適用しようとした東京裁判の規範的枠組みは、史実に参照して全面的に適切なものではありませんでした。それは、この規範の枠組みの前提となる歴史認識に大きな欠陥があることによるものと思われます。なぜなら、これまで本稿で論じたように、日

¹⁵ もちろん、このような日本の事務重視・未来志向の敗戦処理の国内的背景として、日本の戦争責任をめぐる周辺諸国の政治的圧力や官僚的な外交的消極主義の蔓延ということにとどまらず、自由民主党が自らの有力な支持母体である右派の強い抵抗を恐れて、積極的な政治的アピールを伴うアジア諸国に対する戦争責任への謝罪の姿勢を取ることを躊躇してきたこときても大きな要因であったのを見逃してはならないであろう。ただし、そもそもこのような自民党政権による消極的なアジア外交を可能にしてきたのは、戦後日本と東アジアとの間に、ドイツと西ヨーロッパほどの強い政治的、文化的つながりが見いだせなかったことに起因している。なお、ここに言う「右派」は戦前昭和期におけるアジア地域主義と国家社会主義を提唱する革新派右翼ではなく保守（復古）型右翼であり、具体的な国際政治に対するメッセージを持っているわけではないが、日本の戦争の侵略性を容認するようなメッセージに対しては強い心情的拒否反応を示す。前者の革新派右翼が戦前と異なり、ほぼ政治的影響力を失ったのに対して、復古型右翼は神道をはじめとする宗教勢力などに根強く存在して大衆的影響力を維持しており、民主主義体制下において自民党を支える不可欠な支持母体であり続けている。

本とドイツにおける軍国主義の大きな相違として、ドイツにおいてはナチ党による極めて目的合理的な戦争遂行のプロセスを跡付けることができるのに対して、日本の場合、軍官僚機構内部における複数の独立した勢力の思惑に基づく軍事行動から発展していったために、そこに目的合理的な侵略戦争の責任主体を見出すことが難しいという事情がありました。

東京裁判では、満州事変以降の一連の軍部の行動のうちに隠された一貫性のある侵略意図を推認することによって、これらの行動にかかわった軍人たちの間の「共謀」(conspiracy)として、日本軍国主義の首謀者たちに対してナチの主要メンバーとアナログな侵略責任を課したのですが、これが今日の歴史学の研究水準に参照するならば大きな誤解であることは明らかです。このようなドイツのナチズムと日本軍国主義との混同に基づく誤解を前提として日本の戦争について論ずる限り、日本軍部＝ナチ党、昭和天皇＝ヒトラーという等式が（現実の東京裁判が政治的理由から天皇の訴追を避けたにもかかわらず）歴史認識として確立してゆくことは避けがたいことであり、現実の東京裁判はその「正しい」歴史認識に基づく一貫した法執行を政治的理由から回避した、とする見方が優勢となってしまいます。また、東京裁判史観を延長した、日本軍国主義＝天皇制度＝ナチズム、という類推からは、日本の軍国主義（当時のコミンテルン/講座派的タームで言うならば「天皇制ファシズム」）のもとでは、近代日本にはヒトラー、ムッソリーニらによる欧州大陸のファシズムが登場する遙か以前の 19 世紀末明治後期以来すでに国家を挙げたファシズムが確立して、東アジアに対する軍事侵略政策を遂行して植民地を拡大していた、という史観が成立することも避けがたいところでした。¹⁶

このような議論は、右派に限らず平均的な日本人の感覚から見ても相当に荒唐無稽な暴論であるように思われるのですが、日本と欧米のリベラル派によってほぼ一貫して提唱されてきたのみならず、中国や南北朝鮮国内においては公定史観であり、また、極めて深刻な問題として、欧米の一般市民の間にもかなり広く受容されていることも現実と言わざるをえません。必ずしも日本をはじめとする東アジアの文化や政治・社会情勢に関する知識が十分ではない欧米の市民の少なからぬ部分にとって、日本という国家が近代に至り西欧民族以外ではじめて欧米と曲がりなりにも比肩し得る近代国家となったことは今日もなおあまり愉快とは言えない事実であり、それが現在に至るまで周辺アジア諸国の批判を浴びるような、これら諸国に対する極めて悪辣不正なファシシヨの侵略行為による植民地形成を繰り返した結果としてようやく可能であったという認識は、彼らの自尊心を刺激するばかりでなく、自らのアジア・アフリカに対する植民地形成の歴史的悪に対する後ろめたさをいささかでも中和し、相対的にせよ正当化してくれるという意味でも、耳に心地よく受容しやすい史観であるものと思われます。

少々論調が下品に流れていることに関して、筆者自身、やや留保を覚えるのですが、それでも

¹⁶ この種の左派による文献は多数存在するが、近年の代表的なものとして武藤(2016)を挙げておきたい。同書は、率直に見て、かなりイデオロギー性が強く歴史的実証性の不十分な議論を行っているように思われるが、同じ左派に属するとはいえ、アメリカにおける日本研究の第一人者であるハリー・ハルトゥニアン(2019)の著作(Harootunian(2019))でも積極的に引用されていることからわかるように、欧米の研究者や学生からは十分真剣に受け取られ影響力を持っている議論であることを認識しておく必要がある。

この点についての「西欧人の本音」、「日本人の本音」を白日の下に曝しておくことには、週刊誌的な覗き趣味とは異なる意味があると筆者は考えています。それというのも、上に述べたような「西欧人の本音」に接した日本人の直截な反応は、右派の場合には、戦前日本の国際的政治行動を「自存自衛」の観点から全肯定して、日本のアジア諸国に対する植民地責任、戦争責任を全否定する立場です。筆者はこの立場に決して組みするものではありませんが、これとは異なる、右派からリベラル派、更には通常このような問題に深い関心を寄せているわけではない一般市民に至るまで、上のような「西欧人の見解」に対して戦後日本人が共通して抱く心情があるように思われるのです。それは最も素朴なレベルで言えば、「確かに日本はアジア諸国に対しての植民地責任と侵略戦争責任を負っている。しかし、これまで一層大々的に植民地獲得の悪を犯してきたのは西欧諸国であり、これら西欧諸国にその自らの悪を棚に上げて日本を断罪する権限など存在しない。」というものです。すなわち、日本の戦後思想史においては（植民地獲得戦争の性格をもたなかった）ドイツの場合とは異なり、知識人や政治運動家たちの間で、日本の戦争は植民地解放のための義戦でもあったとする「聖戦イデオロギー」が「反欧米意識」を背景として立場の左右を超えて残存し、幅広い知的なプラットフォームの形成に貢献してきたのが現実であり、その影響は戦後日本の一般市民の意識、あるいはより深い無意識の領域にまで影響を行使してきたのではないかと筆者には思われます。¹⁷

しかしながら、このような極めてあいまいで情緒的な反西欧感情に基づく過去の日本の侵略戦

¹⁷ 東京裁判に参画したインド人判事、ラダ・ビノード・パル判事が提出した著名な少数意見書、被告全員が起訴事実のすべてに関して無罪と論決したいいわゆる「パル判決」が、日本人の間において絶大な支持を受け、彼が日本で高い声望を得たことも、この事実と関係する。パル判決の法理論上の主たる根拠は、すでに述べた「事後法の適用」に関する瑕疵を批判するものであるが、同時に、西欧の諸国家のうちで、「平和に対する罪」に対して無罪を主張できる国家は存在しないとする、西欧帝国主義に対する厳しい道義的責任に参照して、日本人被告に対する法的無罪を宣言している。

ただし、パル判決は、しばしば日本の右派によって、日本の戦争責任が存在しないことの立証であると解釈されてきたが、パルは法的無罪を主張しているだけで、日本の侵略戦争に対する道義的責任を免責したわけでは全くないことは改めて確認しておかねばならない。しかし、この点を踏まえたとしてもパルの議論は、戦後のリベラル左派において最も尊敬されてきた知識人の一人である竹内好氏が提唱された独自の「聖戦論」である「二重責任論」、すなわち、日中戦争をはじめとする日本のアジア侵略戦争に対して日本は責任を負うが、アメリカ帝国主義に対する抵抗闘争としての太平洋戦争に対しては、日本は無罪であるという主張にも強い影響を与えたものであり、今日なお戦後日本人にとって、思想的な立場の左右を超えた深い共感と感銘を呼ぶ重要な提言であり続けている。パル判決をめぐる文献は膨大であるが、さしあたり、日暮（2008、269－283頁）の概説を参照されたい。二重責任論の評価に関してもその論考すべてを検討することは本稿の守備範囲をはるかに超えるものであるが、井上（2003、19－39頁）に、この議論に関する周到な批判的検討が行われているので、関心のある読者諸賢の参照をおすすめしておきたい。

争に関する「義戦」あるいは「聖戦」感情は、現代東アジアの国際関係を規定する複雑な現実政治のなかにおける日本の地位を危うくするという政治的プラグマチズムの問題だけではなく、日本と東アジア諸国との間における真の相互理解に基づく信頼関係を構築するという、過去の歴史を踏まえた道義的目標に焦点を当てた場合でも、著しく弊害が多いものと言わざるを得ません。東京裁判を支えていた史観の誤りや裁判としての手続的瑕疵にかんする学術的検討を深めてゆくことが重要であることは当然ですが、戦後すでに80年近くの国際政治を形作り、その内部で戦後の日本自身が政治的な対応を行ってきた理念的枠組みに対して、それらの批判に基づいていわば「卓袱台返し」をして「（単なる）勝者の横暴だ」、「父祖の無念を晴らせ」などと叫ぶことによって、日本という国家の国際的信用を得ることなどができるのでしょうか。

あるいは、この論点を逆手にとって、歴史学上の今日的な成果を踏まえた再検討を十分に踏まえることもないままに、アジア諸国に対して日本の過去の植民地支配、戦争責任に関する際限のない謝罪と反省を表明し、真の悪は「西欧植民地主義」、「アメリカ帝国主義」にあるとして「アジアの連帯」による西欧の過去の不正義に対する政治的対抗を主張してみても、今日いったいこのアジアの国家がそんな政治的あるいは思想的運動に関して本気で日本との「連帯」などに付き合ってくれるのでしょうか。今日なお日本人の中に潜んでいるこの種の感情の根底にあるのは、厳しい国際社会の現実を見ようともせず自分たちの仲間内でしか通用しない情感に溺れたがる、イデオロギー上の左右を問わない「甘え」に過ぎないのではないのでしょうか。

今後の日本が、真に欧米と東アジアとを含めて今後ますます相互の交流が深まってゆくに相違ない国際社会全体との間における信頼と尊敬を勝ち得ることができるような日本の過去の戦争責任、植民地責任に関する対応は、よりぶれのない、まさに責任ある態度に基づく必要があると思います。第一に、すでに法的処理が終わっている東京裁判をめぐる国際的取り決めに対して政治と道義の視点が混乱した批判を蒸し返すことは百害あって一利ないものとして抑制すべきです。

第二に、1995年8月15日に時の首相であった村山富市氏により表明された村山談話によって、日本は過去の自国のアジアに対する植民地支配と侵略戦争に対する責任表明を初めて行いましたが、これに対して、その後、民間の知識人のみならず政権政党の政治家の一部からも、この発言を否定、撤回することを要求する発言が相次ぎました。しかし、このように、責任政党の政治家が首相の公的に認めた政治責任の安易な撤回を要求することは、日本という国家が国際信義を果たしてゆくうえで大変有害なものと言わざるを得ないと思います。むしろ重要なことは、日本の過去の不正義に対する反省に基づく村山談話の積極的な是認を基礎として、日本の過去の国家責任に関する混乱した道義的解釈を徹底的に払しょくすることを求めることであると思われます。1930年代以降の日本で生じた侵略戦争に対する責任と、それ以前における植民地取得に係わる責任とは、一連の政治的決定として連続するものではなく異なる性格を持つものであり、それらを分離して評価すべきことを国際社会に対してはっきりと主張し、後者の植民地責任に関しては、アジア、アフリカにおける欧米諸国の植民地責任との厳密な学術的比較に基づいて日本の植民地政策に関する責任の深浅の程度に関する東アジア諸国との共通理解を推進すること、その前提として世界全体の歴史から見て植民地の果たしてきた政治的、経済的役割を根底から検証し批判するための政治的、学術的な道筋をつけるための世界全体での共同研究を一層促進してゆくことの必要性を訴えるべきであると思われます。

参考文献

- 有馬学 (2010)『帝国の昭和』(日本の歴史②③) 講談社。
- 井上達夫 (2003)「戦争責任という問題－「昭和末」の狂躁から」、『普遍の再生』(岩波書店)、第 1 章所収。
- 岡崎哲二・奥野 (藤原) 正寛 (1993)「現代日本の経済システムとその歴史的源流」、岡崎・奥野 編『現代日本経済システムの源流』(日本経済新聞社)、第 1 章所収。
- 小野寺拓也・田野大輔 (2023)『検証 ナチスは「良いこと」もしたのか？(岩波ブックレット 1080)』岩波書店。
- 北岡伸一 (1999)『日本の近代 5－政党から軍部へ』中央公論新社。
- 北岡伸一 (2012)『官僚制としての日本陸軍』筑摩書房。
- ヨッヘン・シュトレープ／マルク・シュペーラー (雨宮明彦／三ツ石郁夫・訳) (2008)「ナチス経済像の革新－研究のパラダイム・チェンジ」、雨宮明彦／J・シュトレープ (編著)『管理された市場経済の生成：介入的自由主義の比較経済史』日本経済評論社、45－73 頁所収。
- 竹内好 (1959)「近代の超克」、『近代日本思想史講座 第 7 巻』(筑摩書房)、所収。
- 中村隆英 (2012)『昭和史』〈上・下〉東洋経済新報社。
- 野田宜雄 (1988)「ヒトラーの教養市民層批判－フェルキッシュ運動とナチ運動」、『教養市民層からナチズムへ』(名古屋大学出版会)、第 8 章所収。
- 野田宜雄 (1997)『ドイツ教養市民層の歴史』講談社。
- 秦郁彦 (2012)『軍ファシズム運動史』(復刻新版) 河出書房新社。
- 鳩澤 歩 (2021)『ナチスと鉄道 共和国の崩壊から独ソ戦、敗亡まで』NHK出版新書。
- 坂野潤治 (2012)『近代日本史』ちくま書房。
- 日暮吉延 (2008)『東京裁判』講談社。
- 堀内直哉 (2024)「ヒトラーの独裁体制の確立と終焉－ナチス・ドイツの独裁政治」石井貫太郎 (編著)『独裁主義の国際比較』(ミネルヴァ書房)、66－99 頁、所収。
- マーク・ピーティアー (1996)『植民地－帝国 50 年の興亡』(浅野豊美訳) 読売新聞社。
- 丸山真男 (1947)「日本ファシズムの思想と運動」、『現代政治の思想と構造(増補版)』(未来社、1964)、29－87 頁所収。
- 武藤一羊 (2016)『戦後レジームと憲法平和主義－〈帝国継承〉の柱に斧を』れんが書房新社。
- 吉見義明 (2022)『草の根のファシズム－日本民衆の戦争体験』岩波書店。
- Hayashi, F. and E.C. Prescott (2008), “The Depressing Effect of Agricultural Institutions on the Prewar Japanese Economy,” *Journal of Political Economy* 116, 573-632.
- Harootunian, H. (2019), *Uneven Moments: Reflections on Japan's Modern History*, Columbia University Press.
- Kershaw, I. (1987), *The 'Hitler Myth': Image and Reality in the Third Reich*, Oxford: Oxford University Press. (イアン・ケルショー (柴田敬訳)『ヒトラー神話 第三帝国の虚像と実像 (人間科学叢書 21)』刀水書房、1993)。
- Kocka J. (Hg.) (1995), *Bürgertum im 19. Jahrhundert Band II: Wirtschaftsbürger und*

Bildungsbürger, Göttingen:Vandenhoeck & Ruprecht

Ritchel, A (2002) , *Krise und Konjunktur 1924-1934. Binnenkonjunktur, Auslandsverschuldung und Reparationsproblem zwischen Dawes-Plan und Transfersperre*. Berlin.

Tooze, Adam (2006), *The Wages of Destruction: The Making and Breaking of the Nazi Economy*, London:Allan Lane. (アダム・トゥーズ (山形浩生 森本正史訳)『ナチス 破壊の経済』みすず書房、2019)。

The Road to Japanese Militarism: A Comparative Study with German Fascism

Tsuneki, Atsushi † and Banzawa, Ayumu ‡

Abstract

This paper examines the historical conditions and processes that led to the rise of militarism in Japan in comparison with fascism in Germany – Nazism. While both countries pursued wars as Axis powers in World War II, the underlying political institutions, social structures, and economic foundations differed significantly. Germany's militarism emerged from a mass-based fascist party movement under Nazi leadership, closely tied to the experience of the Weimar Republic and the economic recovery after the Great Depression. In contrast, Japanese militarism developed within the framework of an incomplete constitutional monarchy, driven by middle-ranking military officers and fragmented decision-making mechanisms, without coherent political leadership or broad-based democratic legitimacy. By analyzing these differences across three periods from the late 1920s to 1945, this study highlights the contrasting dynamics of popular support, institutional responsibility, and socio-political bases of militarism in Japan and Germany. The comparative approach also sheds light on the divergent paths of postwar reflection and responsibility in the two countries.

JEL Numbers : N14, N15, N44, N45, P16

Key Words: Fascism, Japanese Militarism, National Socialism (Nazism), Comparative Historical Analysis, Second World War

† Atsushi Tsuneki, Specially Appointed Professor, College of Economics, Nihon University; Professor Emeritus, Osaka University (tsuneki.atsushi@gmail.com)

‡ Ayumu Banzawa, Professor, Graduate School of Economics, Osaka University (banzawa@econ.osaka-u.ac.jp)